資料２

長野県環境エネルギー戦略
～第三次　長野県地球温暖化防止県民計画～
［計画期間：2013（平成 25）年度～2020（平成 32）年度］
2015（平成 27）年度　進捗と成果報告書

県は 2013（平成 25）年２月、長野県地球温暖化対策条例第８条に規定する地球温暖化対策推進計画（長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～）を策定しました。

この戦略は、条例第９条に基づき、定期的に学識経験者等による評価を受けることと規定しているため、目標の進捗や施策の成果を報告します。

なお、目標の数値は直近のデータを使用していますが、目標により直近の年度が異なります。

目　　次

Ⅰ　2015（平成 27）年度の総括 …… 1
Ⅱ　目標の進捗状況 …… 2
　１　基本目標 …… 2
　２　個別目標 …… 3
　　（１）県内温室効果ガス総排出量 …… 3
　　（２）最終エネルギー消費量 …… 5
　　（３）最大電力需要 …… 6
　　（４）自然エネルギー導入量 …… 7
　　（５）自然エネルギー発電設備容量 …… 8
Ⅲ　平成 27 年度の主な成果 …… 10
　１　省エネルギー化の促進 …… 10
　２　自然エネルギーの普及拡大 …… 14
　３　総合的な地球温暖化対策の推進 …… 17
Ⅳ　政策の進捗状況 …… 18
Ⅴ　参考資料 …… 21
　１　長野県環境エネルギー戦略 …… 22
　２　長野県地球温暖化対策条例（抜粋） …… 30
　３　出典資料目録 …… 34

2017（平成 29）年１月　環境部環境エネルギー課

Ⅰ　2015（平成 27）年度の総括

地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合して推進する「長野県環境エネルギー戦略」は、経済は成長しつつ、温室効果ガス総排出量を削減する地域を目指し、省エネルギー化の促進、自然エネルギーの普及拡大、総合的な地球温暖化対策の推進を政策の三本柱として展開しています。

2015（H27）年 12 月に全ての国が参加して 2020 年以降の新たな地球温暖化対策を定めた「パリ協定」の採択を受け、自治体や企業の優れた温暖化対策の取組を表彰する「低炭素杯 2016」で、戦略の目標や施策が高く評価され、『ベスト長期目標賞』の大賞を受賞しました。

■省エネルギー化の促進

事業分野は、一定規模以上の事業者に省エネルギーの計画と実績報告の提出を義務付ける「事業活動温暖化対策計画書制度」の現地調査を 70 件に増やしました。

建築分野は、新築時に省エネルギーや自然エネルギー導入の検討を建築主に義務付ける「建築物環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度」の対象を、戸建て住宅を含む全ての建築物に拡大し、環境エネルギー性能の高い建物の建築を促進しました。

家庭分野は、ガス事業者等と連携して取り組む「家庭の省エネサポート制度」の省エネサポート事業者を新たに７者認定しました。

運輸部門は、電気自動車の普及を観光振興に繋げるため、ビーナスライン周辺をモデル地域として市町村や企業と連携して「エコ観光地づくりモデル事業計画」を策定しました。

夏季と冬季に県民総ぐるみで省エネに取り組む「信州省エネ大作戦」は、暖かい場所や涼しい場所の利用を呼びかける運動などを展開しました。

■自然エネルギーの普及拡大

戦略における「自然エネルギー発電設備容量」の 2020（H32）年度の目標が 2014（H26）年度に達成したため、自然エネルギーの普及拡大に係る目標値を上方修正しました。

自然エネルギー事業の知見習得を支援するため、市町村や地域で自然エネルギーを活用した取組を紹介する「１村１自然エネルギープロジェクト」に 50 件が新たに登録、市町村との連携による「地球温暖化対策・自然エネルギー研究会」を６回開催、県関係部局等が横断的に連携して小水力発電の事業化を支援する「小水力発電キャラバン隊」の相談会に 13 団体、適地選定講習会に 10 団体が参加しました。また、自然エネルギー事業を資金面で支援するため、固定価格買取制度を活用した自然エネルギー発電事業の支援を９件、熱供給・熱利用事業の支援を７件、防災拠点施設への自然エネルギーの導入を 28 件支援しました。

おひさまＢＵＮ・ＳＵＮメガソーラープロジェクトの知見を踏まえ、市町村や企業への屋根貸し太陽光発電の普及も図る手引書を公表したほか、太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルを策定しました。

■総合的な地球温暖化対策の推進

食べ残しの削減や生ゴミの減量に取り組む“チャレンジ 800”により、県民１人１日当たりのごみ排出量が 2014（H26）年度実績で少なさ全国第１位の 838ｇとなりました。

森林の二酸化炭素吸収機能を高めるため 15,221ha を間伐しました。

地球温暖化による気候変動の被害を抑える適応策は、国の技術開発機関と連携して取り組む「気候変動適応社会実装プログラム（SI-CAT)」のモデル自治体に指定されました。

■今後の取組

これまでの進捗や地球温暖化対策を巡る国内外の状況を踏まえ、2017(H29)年度に行う環境エネルギー戦略の中間見直しで、今後の取組を検討してまいります。

Ⅱ　目標の進捗状況

1　基本目標

持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる。

県の温室効果ガス総排出量：千t-CO2、全国の温室効果ガス総排出量：百万t-CO2

年度		2001 [H13]	2002 [H14]	2003 [H15]	2004 [H16]	2005 [H17]	2006 [H18]
県	県内総生産［億円］	77,217	77,266	78,923	81,770	84,111	84,746
	温室効果ガス総排出量	16,982	18,108	16,981	15,717	16,863	17,443
全国	国内総生産［百億円］	47,469	47,987	49,076	49,791	50,716	51,604
	温室効果ガス総排出量	1,359	1,390	1,393	1,390	1,397	1,378

2007 [H19]	2008 [H20]	2009 [H21]	2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]
86,344	85,045	81,453	84,627	86,507	86,209	87,954	
17,483	16,310	16,824	16,377	16,984	16,049	15,985	
52,547	50,579	49,556	51,272	51,470	51,955	52,977	52,477
1,413	1,327	1,251	1,305	1,355	1,390	1,408	1,364

※二酸化炭素排出係数変動

経済成長と温室効果ガス総排出量の関係

（2001年度＝100）

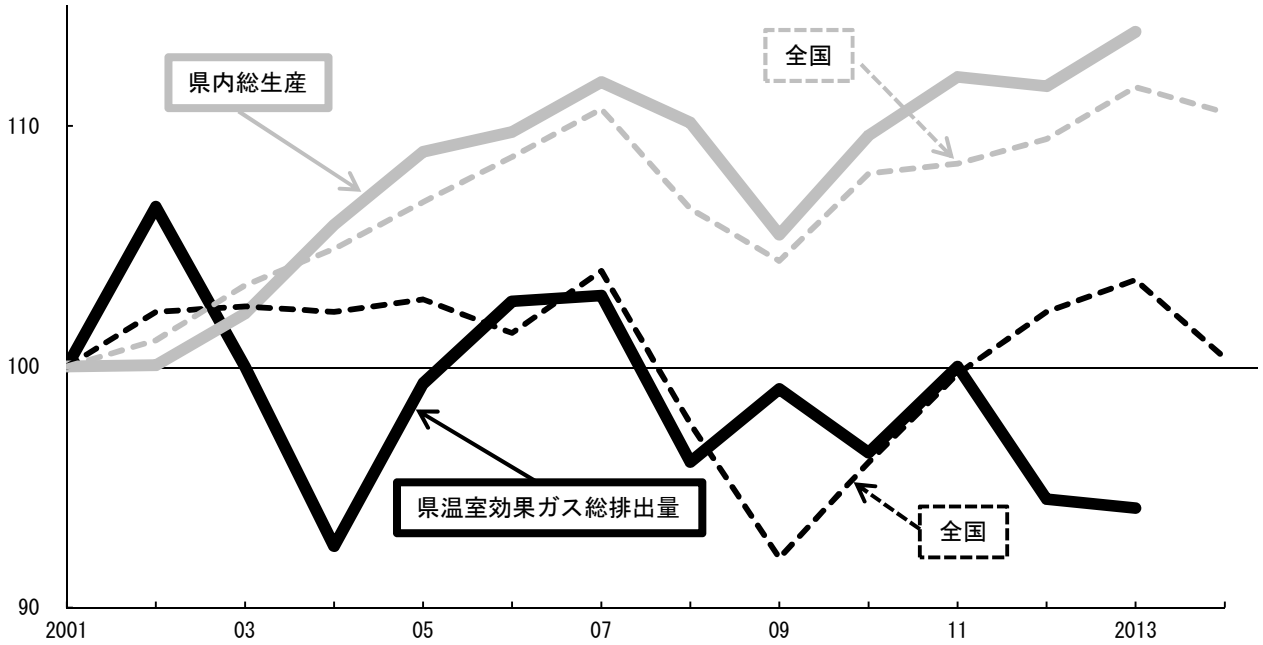

・持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会とは、経済は成長しつつ、温室効果ガス総排出量とエネルギー消費量の削減が進む経済・社会構造（デカップリング）を有する社会のこと。

・2001（H13）年度以降の県内総生産と温室効果ガス総排出量の推移からデカップリングが進んでいる。

・全国と比較しても県はデカップリングが進んでいる。

２　個別目標

（１）県内温室効果ガス総排出量

温暖化対策の取組を明確にするため、2010年度以降の電力の二酸化炭素排出係数は2010年度の0.473に固定。

排出係数：１kWhを発電する際に排出される二酸化炭素排出量

千トン－CO2

年度		基準 1990 [H2]	2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	目標 2020 [H32]
二酸化炭素	産業部門	4,201	4,517	4,289	3,640	3,490	3,904
	業務部門	2,578	3,300	3,395	3,505	3,951	3,206
	家庭部門	2,317	3,139	3,195	2,997	2,874	1,946
	運輸部門	3,870	4,179	4,100	3,985	3,913	3,447
	廃棄物部門等	160	155	157	158	155	153
二酸化炭素以外		2,185	1,087	1,035	1,093	1,043	1,144
計		15,311	16,377	16,171	15,378	15,426	13,800

※二酸化炭素以外：メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等

① 温室効果ガス総排出量の推移

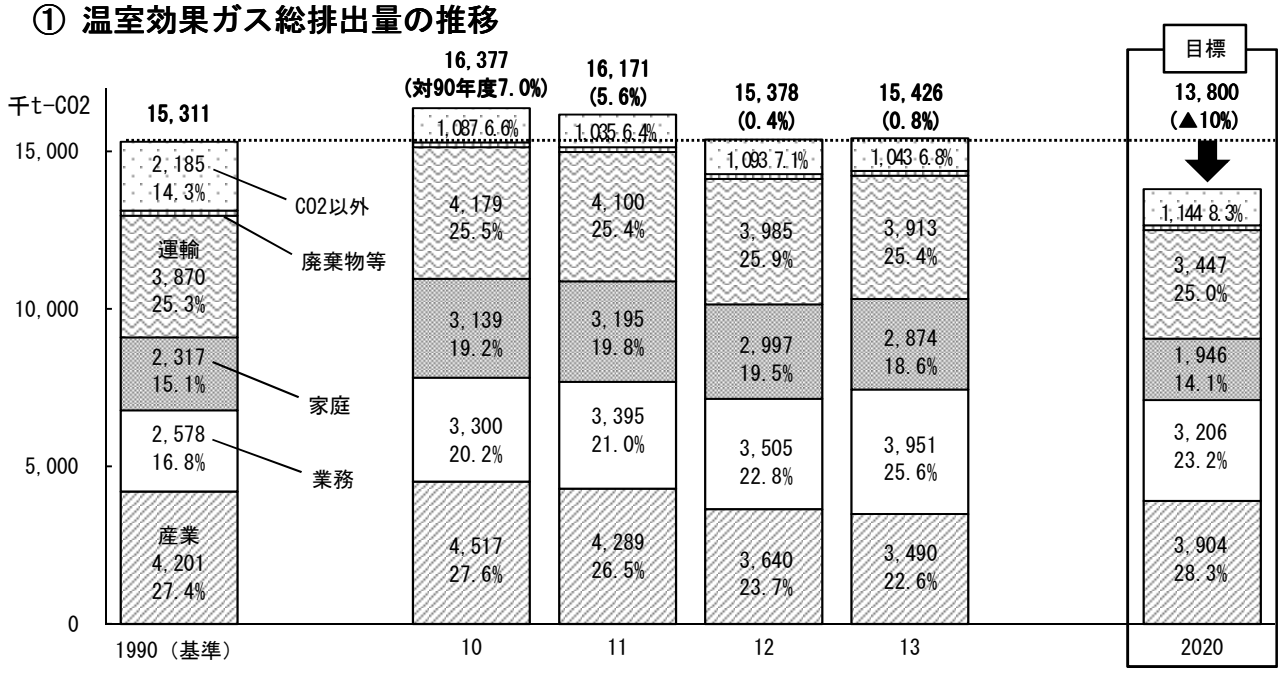

② 部門別温室効果ガス総排出量の2013年度と2012年度の増減比

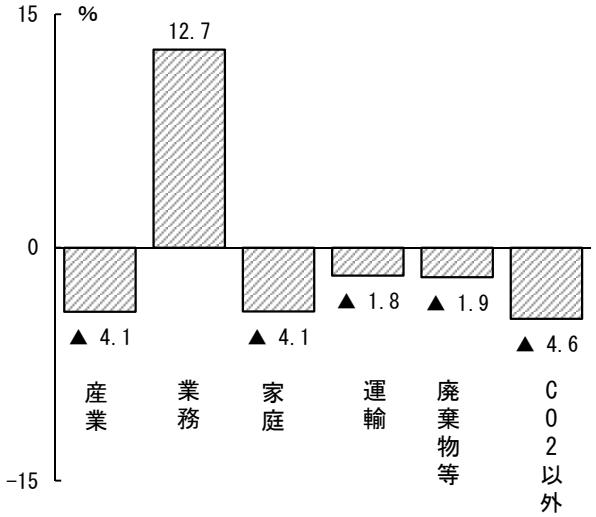

③ 全国の温室効果ガス総排出量の2013年度と2012年度の部門別増減比

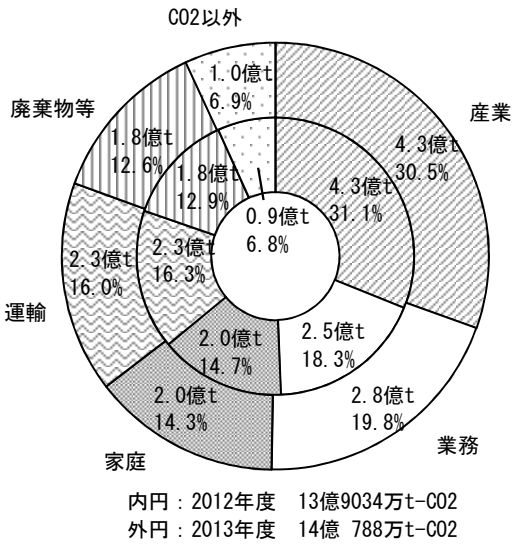

④ 実排出係数による県内温室効果ガス総排出量の推移

千トンーC02

年度		基準 1990 [H2]	2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]
二酸化炭素排出係数		0.464	0.473	0.518	0.516	0.513
二酸化炭素	産業部門	4,201	4,517	4,679	3,901	3,705
	業務部門	2,578	3,300	3,568	3,689	4,108
	家庭部門	2,317	3,139	3,425	3,205	3,043
	運輸部門	3,870	4,179	4,120	4,003	3,930
	廃棄物部門等	160	155	157	158	156
二酸化炭素以外		2,185	1,087	1,035	1,093	1,043
計		15,311	16,377	16,984	16,049	15,985
森林吸収源			1,437	1,914	2,002	1,998
計		15,311	14,940	14,257	13,376	13,428

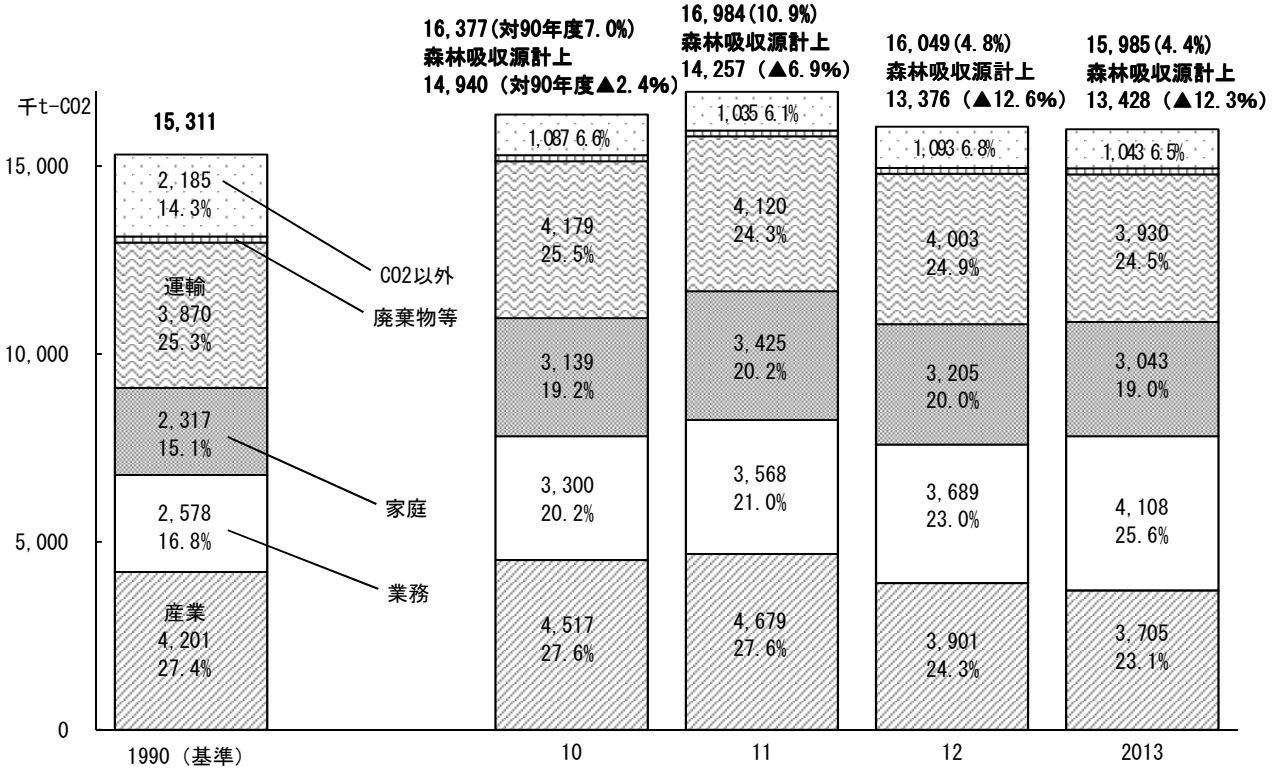

⑤ １人当たり温室効果ガス総排出量

年度		1990 [H2]	2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]
温室効果ガス総排出量 [千t-C02]	県	15,311	16,377	16,984	16,049	15,985
	国	1,270,743	1,304,903	1,354,616	1,390,340	1,407,883
人口 [万人]	県	216	215	214	213	212
	国	12,361	12,806	12,780	12,752	12,730
１人当たり排出量 [t-C02]	県	7.1	7.6	7.9	7.5	7.5
	国	10.3	10.2	10.6	10.9	11.1

・県内温室効果ガス総排出量（排出係数固定）は、2010（H22）年度以降減少。2013（H25）年度は1,542.6万t-C02となり、2012（H24）年度と同程度だが、4.8万t-C02、0.3%と若干増加。（①のグラフ）
・部門別では、宿泊、飲食、オフィス、小売、医療福祉等の業務部門が対2012（H24）年度44.6万t-C02増加。他部門は減少。業務部門は電力や石油製品の消費量が増加。（①と②のグラフ）
・全国では業務部門のほか、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が増加。（③のグラフ）
・電力の実排出係数による県内温室効果ガス総排出量は、太陽光発電の増加による排出係数の改善により2013（H25）年度は2012（H24）年度に対し6.4万t-C02、0.4%減少。また、森林吸収量を計上した2013（H25）年度の温室効果ガス総排出量は1,342．８万t-C02となり、1990（H2）年度（基準年度）に対し188.3万t-C02、12.3%減少。（④のグラフ）
・１人当たり温室効果ガス総排出量は7.5t-C02であり、全国に比べ少ない。（⑤のグラフ）

（２）最終エネルギー消費量

○ エネルギー別　　万ＴＪ

年度	基準 2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	目標 2020 [H32]
燃料	6.8	6.6	6.7	6.8	6.8	5.4
熱	4.6	4.6	4.7	5.1	5.1	4.3
電気	6.7	6.4	6.2	5.8	5.8	6.1
計	18.1	17.6	17.6	17.7	17.7	15.8

○ 部門別　　万ＴＪ

年度	基準 2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]
産業	4.3	4.0	3.8	3.3	3.3
業務	3.8	3.8	4.1	4.7	4.7
家庭	3.1	3.1	3.0	2.9	2.9
運輸	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9

※2014（H26）年度は速報値

① 最終エネルギー消費量の推移

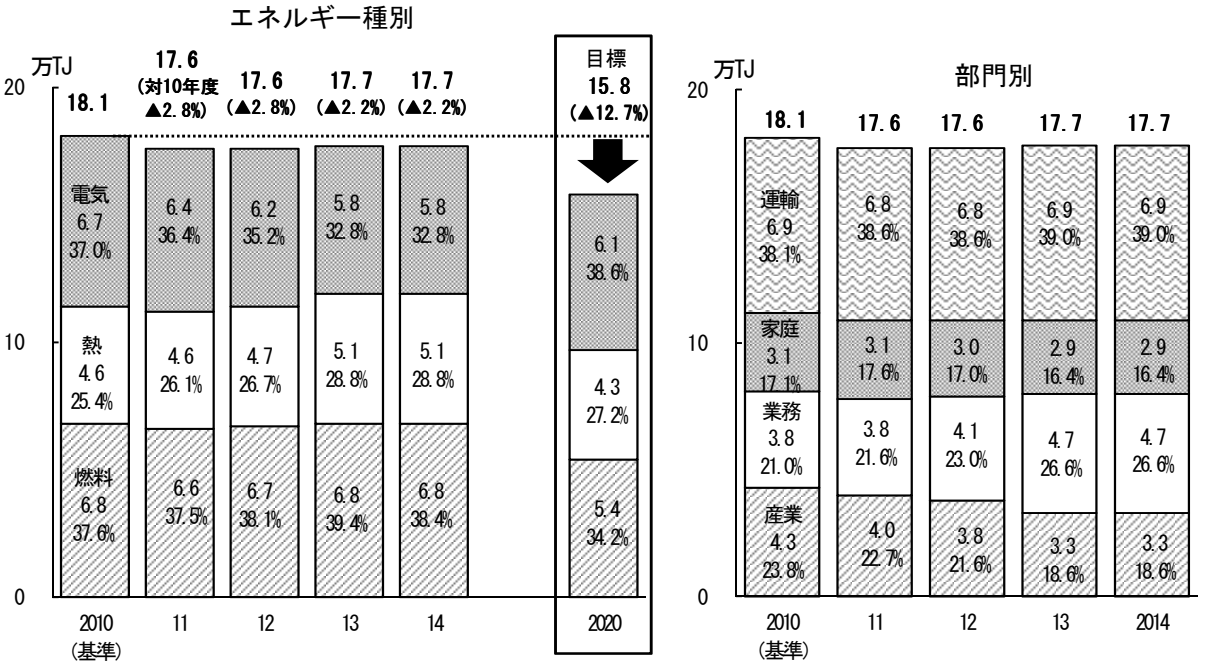

② 2013年度と2012年度のエネルギー種別と部門別増減比

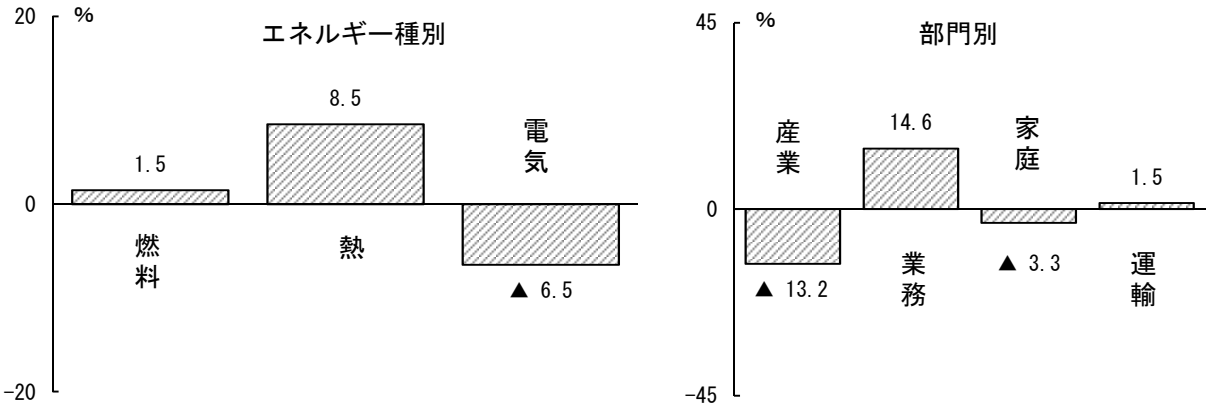

・2013（H25）年度の最終エネルギー消費量は、2012（H24）年度に対し燃料と熱が増加。
・産業、家庭部門は温室効果ガス総排出量とともにエネルギー消費量も減少。
・業務部門の増加は熱をエネルギー源とする空調機器のエネルギー消費量の増加などが影響。
・運輸部門のエネルギー消費量は増加したが、軽油の使用量が減少し、軽油よりも温室効果ガス排出係数の低いガソリンの割合が増加したことなどにより温室効果ガス総排出量は減少。

（３）最大電力需要

万kW

年度	基準 2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	目標 2020 [H32]
最大電力	297.0	286.5	275.5	295.5	293.2	313.7	252.0

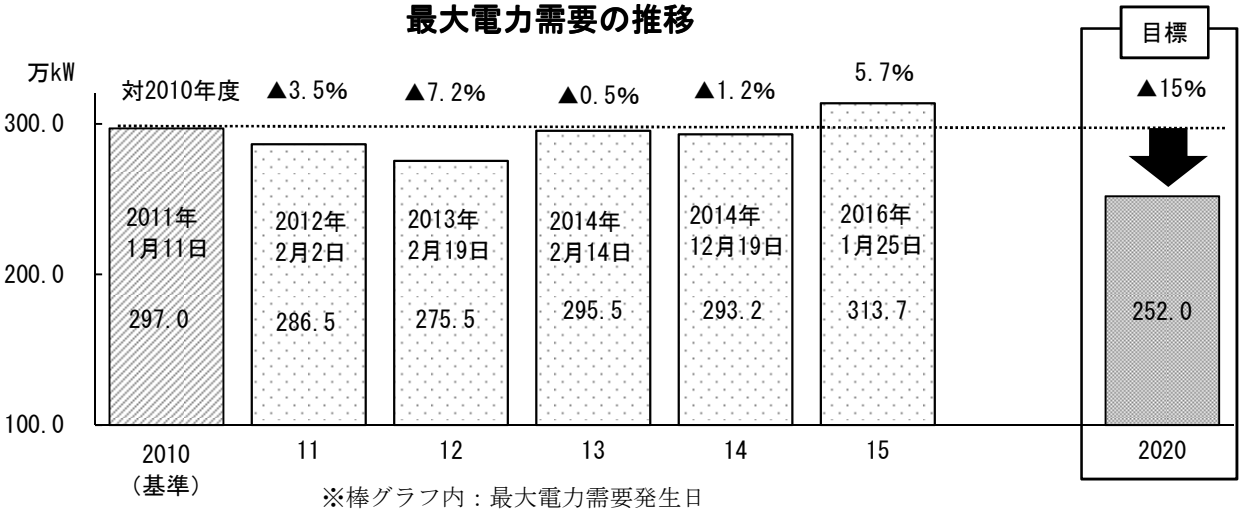

・県は寒冷地のため電力需要は冬季に高まる。

・2015（H27）年度は313.7万kWとなり、2010（H22）年度に対し16.7万kW、5.7%増加。

・最大電力需要は2016（H28）年１月25日午前９時に発生。この日の長野市の最低気温は氷点下９度。

・降雪により太陽光発電設備の発電想定値と実績値が乖離し、最大電力需要を押し上げていることが判明。そのため、2016（H28）年度に国及び中部電力に対して、自然エネルギーを含め、正確に最大電力需要を把握する仕組みを整備するよう要望。

ＴＯＰＩＸ

県は電力需要を抑えるため、2011（H23）年度から夏季と冬季に県民総ぐるみの「信州省エネ大作戦」に取り組んでいます。

2015（H27）年度は県商工会議所連合会との連携による善光寺境内の打ち水、快適な場所に出かけ、暖かさや涼しさをシェアする「信州あったか（クール）シェアスポット」などを行い、県民の皆さまに節電を呼びかけました。

夏本番の2015年（H27）年８月５日に実施した善光寺打ち水は大勢の観光客に涼しさを提供しました

信州ならではの「あったかメニュー」

栗かぼちゃのきのこ三昧

白菜の炊き込みご飯

（４）自然エネルギー導入量

固定価格買取制度（FIT）や自然エネルギーの普及施策等により太陽光発電導入の拡大が見込まれるため、自然エネルギー導入量と自給率の目標値を上方修正。

TJ

年度	基準 2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	目標 2020 [H32]
電気	10,428	10,558	10,760	11,713	12,646	13,444	16,483
熱	775	814	853	853	1,047	1,124	5,438
燃料	2	2	2	2	2	2	6
計	11,205	11,374	11,615	12,568	13,695	14,570	21,927

① 自然エネルギー導入量の推移

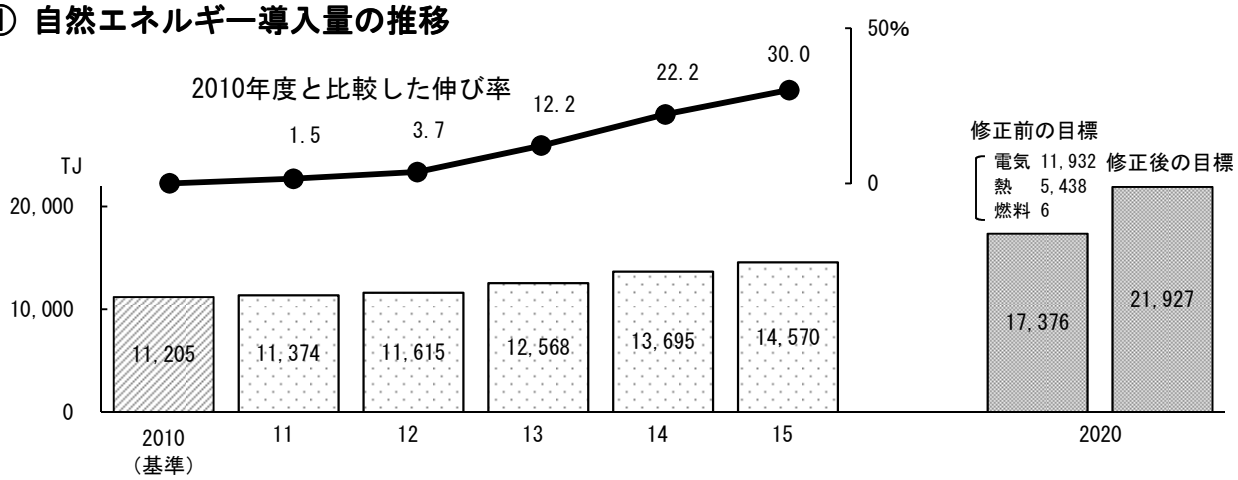

② エネルギー消費量でみるエネルギー自給率

自給率＝（自然エネルギー導入量／最終エネルギー消費量）×100
最終エネルギー消費量：５Ｐの最終エネルギー消費量×10,000

TJ、％

年度	基準 2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	目標 2020 [H32]
自然エネルギー導入量	11,205	11,374	11,615	12,568	13,695	14,570	21,927
最終エネルギー消費量	181,000	176,000	176,000	177,000	177,000		158,000
自給率	6.2	6.5	6.6	7.1	7.7		13.9

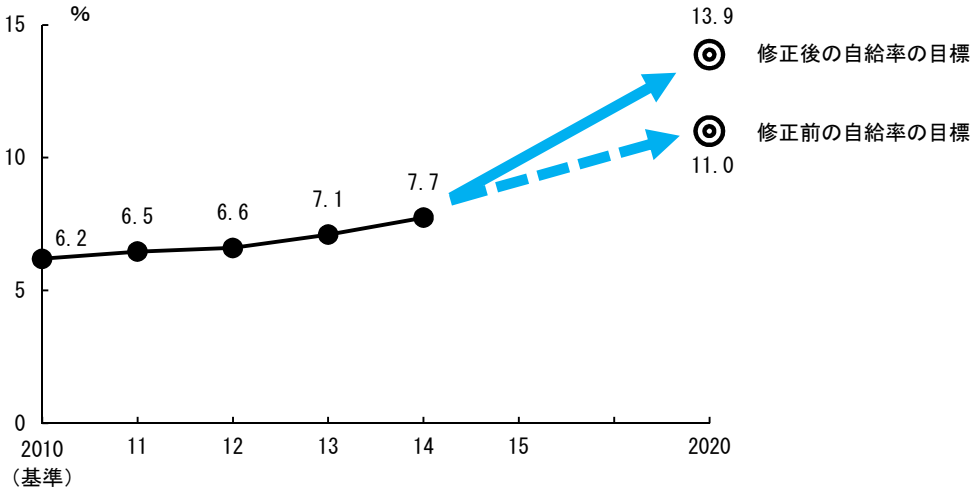

・2012（H24）年度の固定価格買取制度（FIT）の導入により自然エネルギー導入量が増加。
・要因は太陽光を活用した発電の急激な増加。
・ペレットストーブや薪ストーブなどのバイオマス熱エネルギー、太陽熱エネルギーも増加。
・電気や熱の自然エネルギー導入量の増加によりエネルギー消費量でみるエネルギー自給率は増加。

（５）自然エネルギー発電設備容量

固定価格買取制度（FIT）や自然エネルギーの普及施策等により太陽光発電導入の拡大が見込まれるため、自然エネルギー発電設備容量と自給率の目標値を上方修正。

万kW

年度	基準 2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	目標 2020 [H32]
太陽光発電	9.9	13.3	19.0	42.8	67.1	87.7	145.1
小水力発電	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	1.2
バイオマス発電	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	3.2
その他	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
小計	10.6	14.0	19.7	43.6	67.9	88.7	150.0
既存の水力発電	163.3	163.3	163.3	163.3	163.3	163.3	163.3
計	173.9	177.3	183.0	206.9	231.3	252.0	313.3

※その他：風力、地熱、温泉熱

① 自然エネルギー発電設備容量の推移

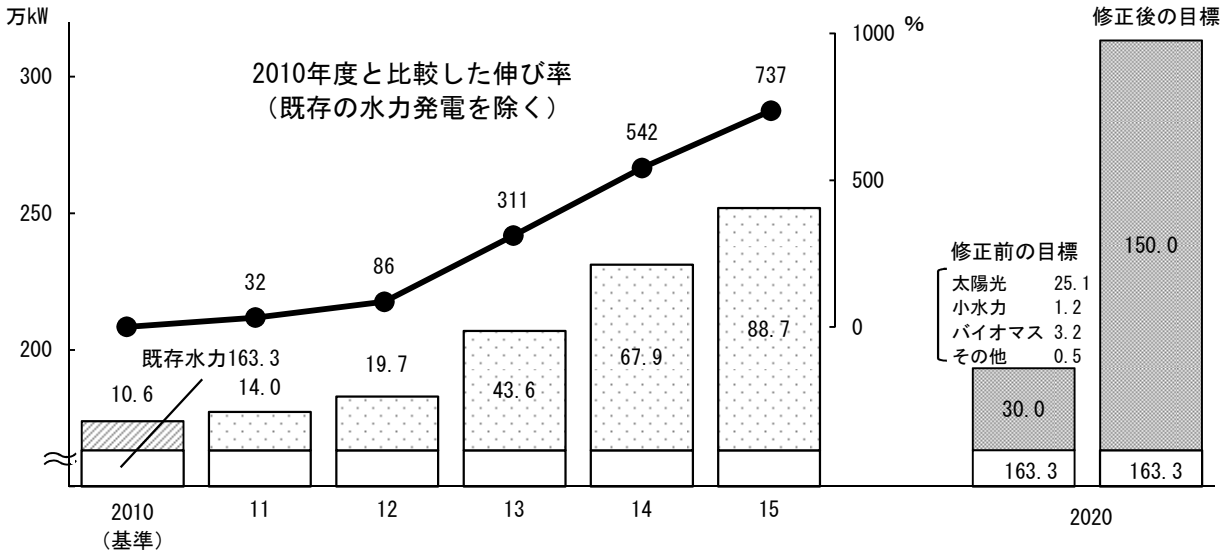

② 発電設備容量でみるエネルギー自給率

自給率＝（自然エネルギー発電設備容量／最大電力需要）×100

最大電力需要：６Ｐの最大電力需要

万kW、％

年度	基準 2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	目標 2020 [H32]
発電設備容量	173.9	177.3	183.0	206.9	231.3	252.0	313.3
最大電力需要	297.0	286.5	275.5	295.5	293.2	313.7	252.0
自給率	58.6	61.9	66.4	70.0	78.9	80.3	124.3

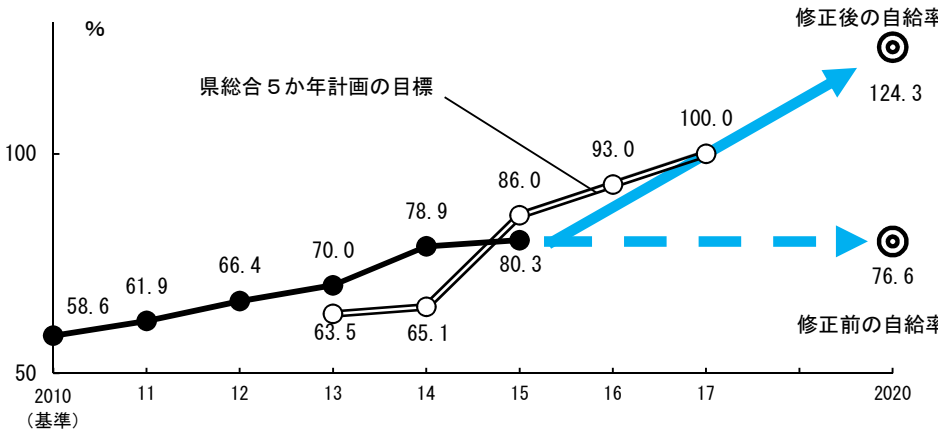

「発電設備容量でみるエネルギー自給率」は県総合５か年計画の目標に設定

県総合５か年計画の目標は2017（H29）年度に自給率100％

・2012（H24）年度の固定価格買取制度（FIT）の導入により自然エネルギー発電設備容量が増加。
・増加の要因は太陽光発電。
2015（H27）年度に固定価格買取制度を利用して導入された太陽光発電の内訳
10kW未満　　4,745件、23,410kW
10～50kW未満　　4,411件、99,485kW
50kW以上　　197件、80,800kW　　件数、設備容量とも10～50kWが約半分を占める。
・発電設備容量でみるエネルギー自給率も増加しているが、2015（H27）年度は最大電力需要の増加により、2014（H26）年度に対して1.4ポイントの伸びにとどまった。

TOPIX

「一般社団法人信州パートナーズ」は、中山間地域を活性化させるため、2013（H25）年度から太陽光発電事業に取り組みました。事業資金は全国からの出資金や県の自然エネルギー地域発電推進事業を活用しました。

積雪に対応可能なパネル角度、落雪に配慮した架台の高さを検討するなど計画段階から地域が一丸となって取り組み、また、パネル設置や架台の取り付けも地域で行い、地域が主導して完成させた太陽光発電所は2015（H27）年６月から売電を始めました。

太陽光発電施設の概要
・名称：まめってぇ鬼無里太陽光発電所
・所在地：長野市鬼無里字原12470-1
・敷地面積：1104㎡
・設備容量：42.5kW
・年間発電量：45,000kWh
・総事業費：1,300万円

2015（H27）年７月５日
「まめってぇ鬼無里太陽光発電所」竣工式

TOPIX

「低炭素杯」は2010（H22）年度から温暖化対策に意欲的に取り組む団体を表彰しています。

2015（H27）年度は、全ての国が気温上昇を２度未満に抑える温暖化対策の新たな枠組となる「パリ協定」が採択されたことを受け、温室効果ガス削減の長期目標を掲げ、具体的に取り組む自治体や企業を表彰する「低炭素杯2016『ベスト長期目標賞』」が新たに設けられました。

このベスト長期目標賞の中から、県は「低炭素杯2016『ベスト長期目標賞大賞（自治体部門）』」を受賞しました。

○表彰式：平成28年２月17日、日経ホール（東京都千代田区）

○ベスト長期目標賞受賞者
・自治体部門
長野県（自治体部門大賞）、横浜市、富山市、名古屋市、豊田市、北九州市、御崇町
・企業部門
トヨタ自動車（企業部門大賞）、大林組、ソニーカシオ計算機、キリンホールディングス、コニカミノルタ、大成建設、日産自動車サントリーホールディングス、本田技研工業

Ⅲ　平成27年度の主な成果

1　省エネルギー化の促進

（1）産業・業務部門

事業活動温暖化対策計画書制度

①対象事業者の温室効果ガス排出量

・長野県地球温暖化対策条例（以下、条例）の「事業活動温暖化対策計画書制度」に基づき、2014（H26）年度から産業・業務部門等の一定規模以上の事業者に省エネルギーの計画と実績報告の提出を義務付け。
・対象事業者の温室効果ガス排出量は産業・業務部門全体の約半分を占め、2014（H26）年度と2013（H25）年度を比較すると、対象事業者の方が温室効果ガス排出削減が進んでいる。

※事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者

原油換算エネルギーが1,500kl/年以上の事業者、フロンなど二酸化炭素以外の排出量が3,000t/年以上の事業者、200台以上の自動車を使用する事業者　計284者

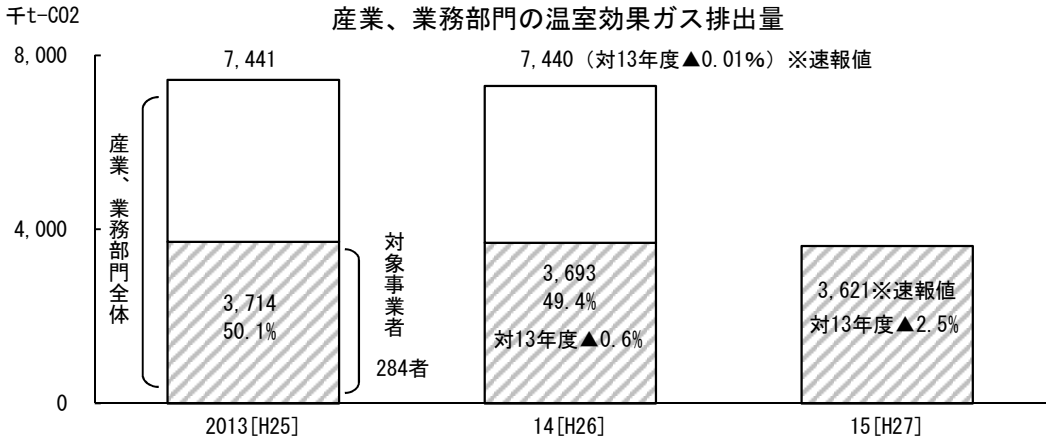

②対象事業者の業種別温室効果ガス排出量

2013（H25）年度に対し2015（H27）年度は全ての業種で減少。

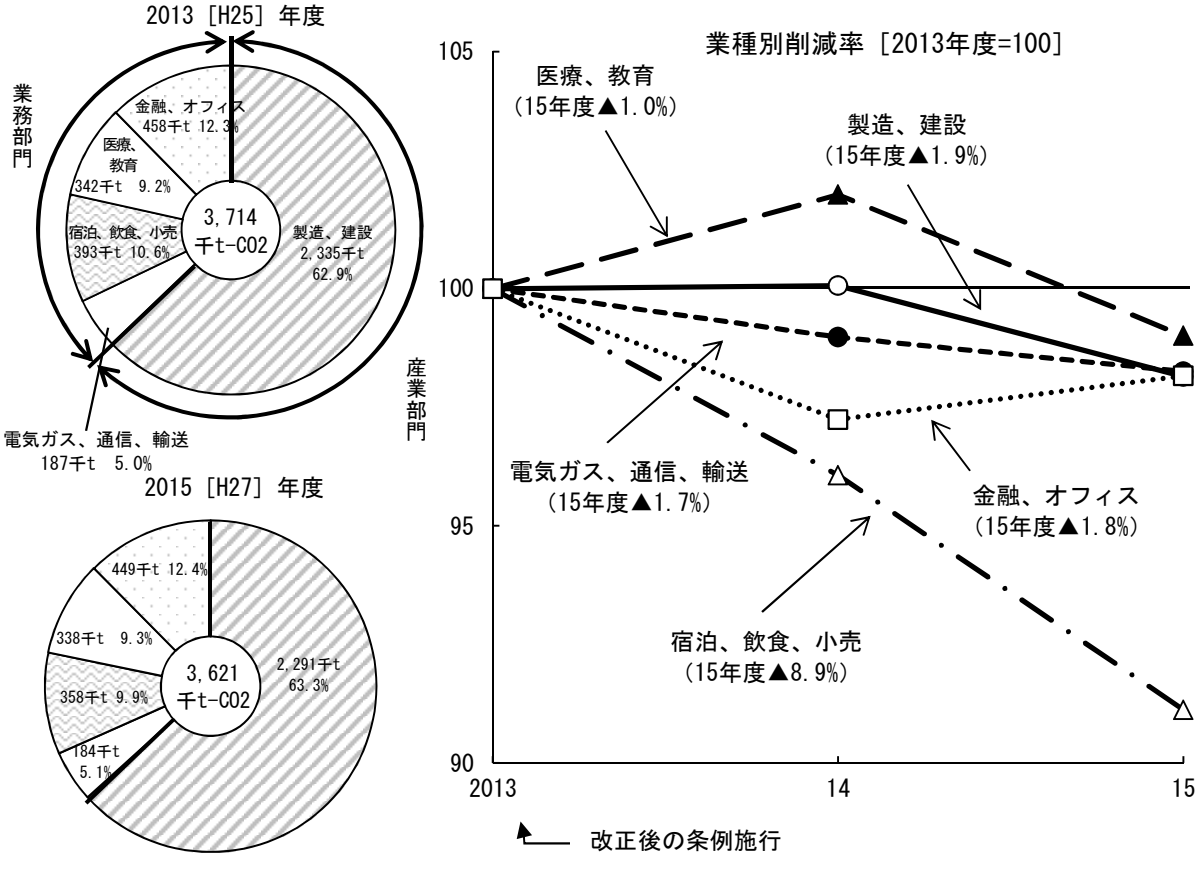

③大規模事業所の省エネの取組

・対象事業者のうち、１つの工場で原油換算エネルギー1,500kl/年以上を使用する大規模事業所（235所）はステップⅠからⅣまで段階ごとの省エネに取り組む。

・2015（H27）年度までに、空調の温度管理や点検頻度などの管理ルールの設定（ステップⅠ）は７割以上の事業所（167所）が、エネルギー使用の見える化（ステップⅡ）は約半分の事業所（116所）が取り組み、コスト削減や業務効率の意識が進んでいる。

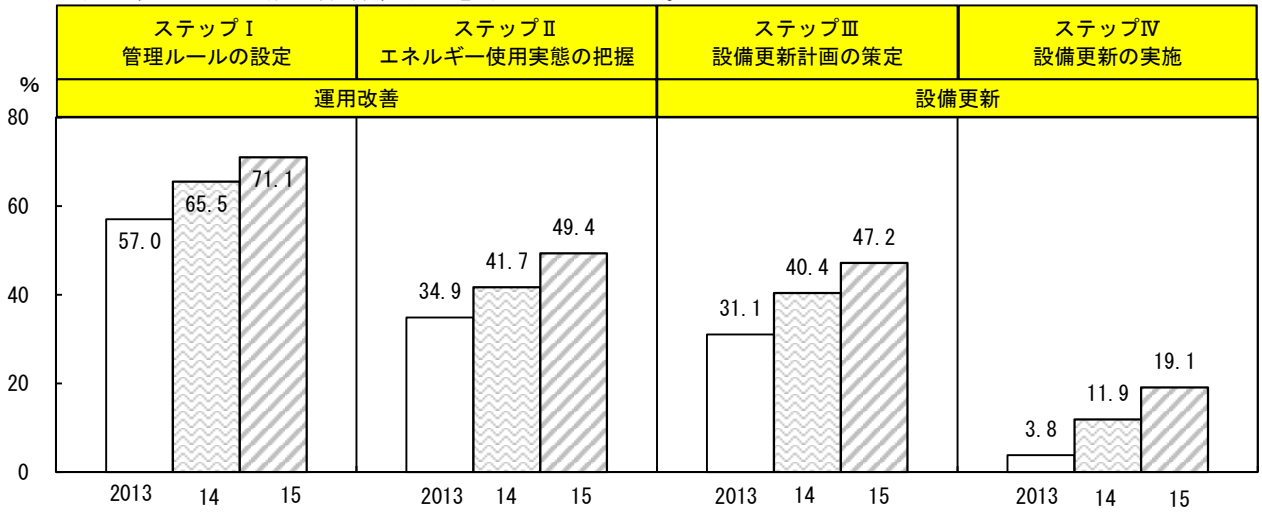

④対象事業者の評価と現地診断

・対象事業者の省エネの取組を５段階で評価し優良事業者を公表。

・2015（H27）年度までに県職員とエネルギー管理士による現地診断を90件実施。

計画段階での評価	C	B	A	AA	S	計
	消極的 →				積極的	
事業者数	30	53	128	71	2	284
現地調査数	11	15	36	28	0	90

（２）電気事業者の温暖化対策

条例の「エネルギー供給温暖化対策計画書制度」に基づき、電気事業者が供給する電気の二酸化炭素排出係数を公表。

2016（H28）年4月1日時点で長野県内に電気の供給を開始した小売電気事業者［26者］

小売電気事業者	2015 実排出係数	2016 目標排出係数
F-Power	0.480	0.400
イーレックス	0.500	0.500
イーレックス・スパーク・マーケティング	非公開	非公開
イーレックス・スパーク・エリアマーケティング	非公開	非公開
エネット	0.418	前年より低減
サイサン	0.434	0.383
日本テクノ	0.358	0.385
ダイヤモンドパワー	0.339	0.595
新出光	0.492	0.450
グリーンサークル	―	0.200
ウエスト電力	―	0.296
伊藤忠エネクス	0.491	0.500
オリックス	0.553	前年より低減

小売電気事業者	2015 実排出係数	2016 目標排出係数
洸陽電機	0.536	0.500
サニックス	0.384	前年より低減
アイ・グリッド・ソリューションズ	0.519	0.517
テス・エンジニアリング	0.322	0.400
テプコカスタマーサービス	0.413	0.370
アーバンエナジー	0.255	0.249
イーエムアイ	―	0.508
鈴与商事	0.384	前年より低減
ワタミファーム＆エナジー	0.517	0.501
東京電力エナジーパートナー	0.500	非公開
中部電力	0.486	非公開
エネサーブ	0.364	0.555
丸紅	0.411	前年より低減

※県内事業者はグリーンサークル。2015（H27）年度が空欄の事業者は2016（H28）年度に供給開始。

（３）家庭部門

①家庭の省エネサポート制度

・2013（H25）年９月からガスなどのエネルギー供給事業者（家庭の省エネサポート事業者）の従業員（家庭の省エネアドバイザー）が家庭を訪問した際、冷蔵庫の側面に張り紙をしないことや電気便座のふたを閉めるなど簡単に取り組むことができる省エネを助言。
・2015（H27）年度は新たに７者を認定し、62,846件の省エネをアドバイス。

家庭の省エネアドバイスの実績件数

	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]
目標	10,000	25,000	50,000
実績	7,365	32,413	62,846

	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]
家庭の省エネサポート事業者	15者	28者	35者
家庭の省エネアドバイザー	103人	310人	369人

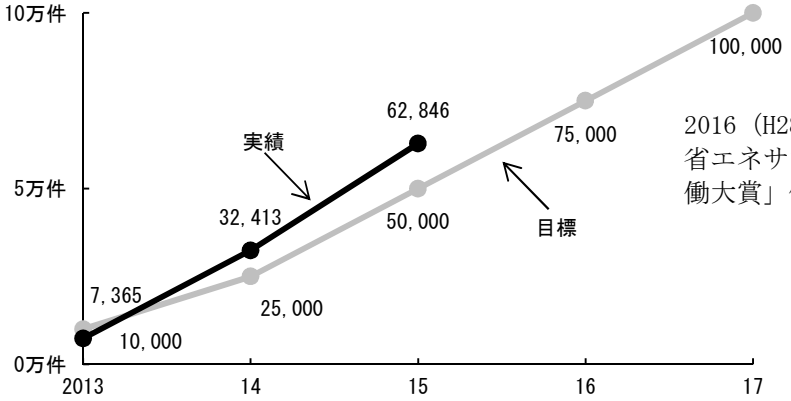

2016（H28）年３月、県との連携による家庭の省エネサポート事業者の取組が「第３回信州協働大賞」優秀賞を受賞

②家電の省エネラベル掲出制度

・条例に基づき、2014（H26）年度から県内家電販売店（冷蔵庫、エアコン、テレビ、電気便座、照明器具を各５台以上陳列）に省エネラベルの掲出を義務化。新たに対象となった電気便座と照明器具も７割以上の貼付率。
・2015（H27）年度に家庭の省エネアドバイザーに依頼して一般家庭に省エネラベルの認知度を調査し、約５割が省エネラベルを参考に家電を購入。

家電販売店の省エネラベル貼付率

	2013 [H25] 57店	2014 [H26] 44店	2015［H27］ 47店		
				貼付数	調査数
冷蔵庫	97.6	97.7	98.7	2,232	2,261
エアコン	97.3	99.5	97.4	2,491	2,557
テレビ	95.1	95.4	98.0	1,806	1,843
電気便座	－	64.4	75.4	285	378
照明器具	－	63.6	79.5	70	88

省エネラベルのアンケート調査

省エネラベルを参考にして家電を購入しますか		
参考にする	210 人	53 %
参考にしない	31 人	8 %
省エネラベルを知らない	79 人	20 %
当面購入しない	75 人	19 %
	395 人	100 %

③信州省エネ大作戦

・2011（H23）年度から電力需要が高まる夏季と冬季に「信州省エネ大作戦」を実施。
・国が節電目標を示さなくなった2012（H24）年度以降も県独自の節電目標を設定。
・2012（H24）年度から「信州あったかシェア」と「信州クールシェア」を開始。

信州省エネ大作戦の節電目標と実績

指標名	基準値 2010 [H22]	区分		2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]
最大電力	297万kW	夏	目標	▲ 5.0%	▲ 5.0%	▲ 6.0%	▲ 7.0%	▲ 9.0%
			実績	▲ 7.7%	▲ 10.1%	▲ 10.4%	▲ 12.9%	▲ 12.0%
		冬	目標	－	▲ 3.0%	▲ 5.0%	▲ 5.0%	▲ 5.0%
			実績	▲ 3.5%	▲ 7.2%	▲ 0.5%	▲ 1.2%	5.7%

平成27年度のシェアスポット登録件数

	シェアスポット	イベント
信州クールシェア	191	54
信州あったかシェア	154	60

（４）建築部門

・条例に基づき、2014（H26）年度から建築主に環境エネルギー性能の検討を義務付ける「建築物環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度」を実施。2015（H27）年度からは戸建て住宅を含む全ての建築物に対象を拡大。
・建築主は2,000㎡以上の大規模な建物を建築する際、県に検討結果を届け出ることや300㎡以上の建物を建築する際には、玄関など見やすい場所に環境エネルギー性能の掲示に努めることも条例で規定。

県産材の活用や断熱性能に優れる新築住宅やリフォームの支援件数

事業名		事業内容	2013［H25］	2014［H26］	2015［H27］
ふるさと信州・環の住まい助成金	基本型	県産材使用が50%以上、かつ、断熱性や気密性等に優れる新築住宅に50万円を助成	166	134	122
	低炭素認定型	基本型に加え、建築物省エネ法に定める一次エネルギー消費量△10%以上の新築住宅は30万円を上乗せ	15	21	15
信州型省エネリフォーム助成金	県内居住者対象	断熱性の改修や県産材使用が１㎥以上の住宅リフォームに20万円または30万円を助成	208	168	136
	県外からの移住者対象	断熱性の改修や県産材使用が１㎥以上の住宅リフォームに30万円または50万円を助成	9	14	13

（５）運輸部門

・県や交通事業者等と「県下一斉ノーマイカー通勤ウイーク」（2015（H27）年10月18日～25日）、県民や県職員を対象としたエコドイブ教習会を実施。
・国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業を活用して電気自動車充電器の整備を促進。2015（H27）年度末現在で360箇所の電気自動車の充電器が整備（全国第13位）。
・諏訪地域やビーナスラインをモデル地域に市町村、観光・交通事業者などと連携して、電気自動車の普及を観光振興に繋げる「エコ観光地づくりモデル事業計画」を2016（H28）年２月に策定。

■ 隣接県と比較した世帯当たりのエネルギー消費量と乗用車の燃料消費量

１世帯当たりのエネルギー消費量

		2010［H22］	2011［H23］	2012［H24］	2013［H25］
長野県	家庭部門エネルギー消費量Ａ（ＴＪ）	31,048	31,322	30,072	28,529
	世帯数Ｂ	819,637	825,012	843,222	846,447
	Ａ／Ｂ（ＧＪ）	37.9	38.0	35.7	33.7
隣接県	家庭部門エネルギー消費量Ａ（ＴＪ）	119,044	113,504	113,063	106,894
	世帯数Ｂ	2,716,786	2,735,279	2,808,800	2,826,079
	Ａ／Ｂ（ＧＪ）	43.8	41.5	40.3	37.8

乗用車１台当たりの燃料消費量

	2010［H22］	2011［H23］	2012［H24］	2013［H25］
運輸部門燃料消費量Ａ（ｋＬ）	456,934	492,512	468,937	436,475
保有台数Ｂ	1,297,586	1,311,137	1,326,601	1,343,311
Ａ／Ｂ（Ｌ）	352	376	353	325
運輸部門燃料消費量Ａ（ｋＬ）	1,783,838	1,907,072	1,885,872	1,755,322
保有台数Ｂ	4,368,319	4,414,547	4,463,247	4,516,883
Ａ／Ｂ（Ｌ）	408	432	423	389

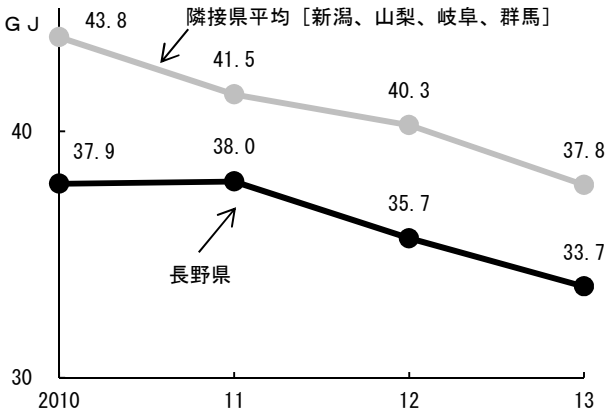

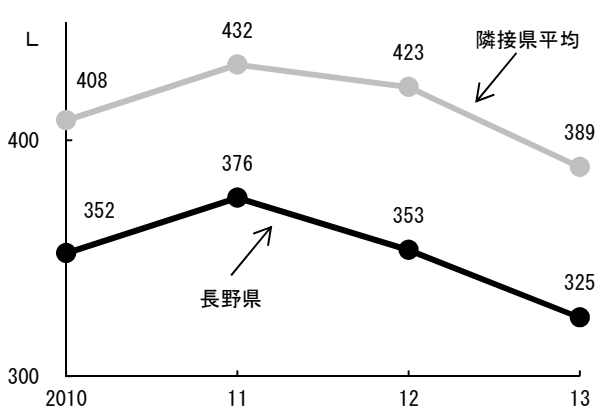

２　自然エネルギーの普及拡大

長野県環境エネルギー戦略における「自然エネルギー発電設備容量」の2020（H32）年度の目標が2014（HH26）年度に達成したため、自然エネルギーの普及拡大に係る目標値を上方修正。

（１）普及の基盤づくり

①１村１自然エネルギープロジェクト

自然エネルギーを活用した市町村や地域の取組をホームページ等で紹介。

［登録件数］

2012［H24］	2013［H25］	2014［H26］	2015［H27］	計
22	28	53	50	153

［平成27年度に登録した主な取組］

市町村	取組内容
飯綱町	雪室に貯蔵する果実のブランド化
根羽村	高齢者福祉施設の薪ボイラーに木材を安定供給する施設「木の駅」の設置
大町市	温泉水発電から得られる熱水を利用した温室ハウスでの野菜等の栽培の検討
千曲市	温泉健康増進施設への温泉熱と地中熱を利用した複合熱源システムの導入
大鹿村	介護施設への地中熱利用システムの導入
立科町	庁舎への太陽光発電及び蓄電池の設置
朝日村	太陽光発電収入を農業用水利施設の維持管理に活用
長野市	見学可能な自然エネルギー導入施設を紹介するマップや冊子の作成
佐久市	障がい者による間伐材の薪を施設での活用や販売

②地球温暖化対策・自然エネルギー研究会

市町村と共同して地域密着型の自然エネルギーの普及や市町村の役割について意見交換会を開催。

第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回
H27.5.19	H27.８.４	H27.９.14～15	H27.10.19	H28.１.19～20	H28.２.２
塩尻市 エンパーク	諏訪合庁	伊那合庁 北安曇合庁	県庁	北信合庁 佐久合庁	県庁
［講演］ 地方創生への自然エネルギーの活用	［講演］ 太陽光発電の推進に関わる制度的対応と課題	有識者による自然エネルギー導入に係る個別相談会	［講演］ 電力システム改革と地域のエネルギー事業	有識者による自然エネルギー導入に係る個別相談会	［講演］ 地域密着自然エネルギー事業と市町村の役割について等

③信州自然エネルギー・環境教育支援事業

中長期的な人材を育成するため、高等学校等の自然エネルギーや環境に関する先駆的な取組を支援。

［支援件数］

2014［H26］	2015［H27］
8	7

④その他の基盤づくり

○おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト

県有施設の屋根貸しによる分散型メガソーラープロジェクトにより得られた知見を踏まえ、市町村や民間への屋根貸し太陽光発電の普及も図る手引書を公表。

○太陽光発電の適正な推進

市町村との議論を踏まえ「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を策定。

（２）エネルギー種別ごとの促進

発　電

①太陽光

○自然エネルギー地域発電推進事業

固定価格買取制度（FIT）を活用して市町村、民間団体が行う自然エネルギーの事業化に向けた計画策定や設備導入を支援。

	ソフト事業	ハード事業
対象事業	調査設計費等	設備導入費
補助対象者	市町村、民間団体	
補助率	１／２以内、500万円以内	１／４以内、1,500万円以内
収益納付	売電収入があった年の翌年度から納付（ハード事業は２年据置有）	
事業開始年度	2014［H26］年度	
平成27年度までの実績	①民間による太陽光発電の調査設計費［長野市］ ②民間による住宅の屋根を利用した太陽光発電の設備導入費 ［茅野市・下諏訪町］	

②小水力等

○自然エネルギー地域発電推進事業

固定価格買取制度（FIT）を活用して市町村、住民団体、民間が行う自然エネルギー事業化の計画策定や設備導入を支援。

		ソフト事業	ハード事業
対象事業		調査設計費等	設備導入費
補助対象者		市町村、民間団体	
補助率		１／２以内、500万円以内	３／10以内、9,000万円以内
収益納付		売電収入があった年の翌年度から納付（ハード事業は２年据置有）	
事業開始年度		2014［H26］年度	
平成27年度までの実績	2014［H26］	・住民団体による小水力発電事業化の調査設計費［飯田市］ ・民間企業による既設ダムを活用した小水力発電事業化の調査設計費［須坂市］ ・小水力発電事業化の流量調査費［栄村］　　等５件	
	2015［H27］	・住民団体による小水力発電事業化の詳細設計費［栄村］ ・住民団体による農業用水への小水力発電施設の調査設計費［佐久市］ ・住民団体による小水力発電事業化の流量調査費と設計費［小布施町］ ・民間企業による小水力発電事業化の調査設計費［飯島町］ ・民間企業による小水力発電事業化の調査費［大町市・白馬町］　　等８件	

○小水力発電キャラバン隊

県関係部局と長野県土地改良事業団体連合会との横断組織によるキャラバン隊が、小水力発電の事業化に向けた適地選定講習会や相談会を開催。

	2013［H25］	2014［H26］	2015［H27］
相談会参加団体	32	11	13
適地選定講習会参加団体	－	10	10

熱利用

○地域主導型自然エネルギー創出支援事業

地域主導による自然エネルギーを活用した熱利用・熱供給事業を創出する取組をソフト・ハード両面から支援。

対象事業		地域主導型自然エネルギーを創出するための熱供給・熱利用事業
補助対象者		市町村、民間団体
対象経費		ソフト事業：可能性調査・計画策定・設計 ハード事業：機械設備導入
補助率		１／２以内（民間団体のハードは１／３以内）ソフト、ハード合わせて500万円以内
事業開始年度		2014［H26］年度
平成27年度までの実績	2014［H26］	・民間による児童養護施設への地中熱冷暖房設備の導入［岡谷市］ ・民間による移住者のための空き家に薪ストーブを導入［長野市］ ・民間による木質チップボイラーの導入診断［佐久穂町］ ・木祖村による公共施設に地下水を活用した冷暖房システムの導入　等10件
	2015［H27］	・民間による河川や温泉を活用した冷暖房設備の導入［松本市］ ・民間による社会福祉施設に薪ストーブを導入［佐久市］ ・民間による温水ストーブ普及のニーズ調査［下諏訪町］ ・安曇野市による温泉施設への松枯れ材を活用した薪ボイラーの導入　等７件

○森のエネルギー総合推進事業

公共施設や個人を対象に木質バイオマスストーブやボイラー導入を支援。

［支援件数］

	2012［H24］	2013［H25］	2014［H26］	2015［H27］
木質バイオマスストーブ	158	203	165	169
木質バイオマスボイラー	1	2	0	4

防災目的

○公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業等（グリーンニューディール基金事業）

市町村等が所有する防災拠点等と成り得る公共施設等への自然ネルギー等の導入を支援。

	県・市町村	民間
対象事業	防災拠点施設等への自然エネルギー等の導入	
補助率	10／10以内 （一部2／3以内）	・栄村、野沢温泉村 1／2　750万円以内 ・その他 1／3　500万円以内
事業開始年度	2012［H24］年度	

		2012［H24］	2013［H25］	2014［H26］	2015［H27］	計
H27までの実績	小水力	1	1	3	1	6
	太陽光	4	3	5	14	26
	バイオマス	2	8	1	4	15
	その他	1	4	5	9	19
	計	8	16	14	28	66

■FIT認定容量でみる自然エネルギーの普及状況［2015（平成27）年度末］

発電の種別	認定容量（kW）	全国順位	備考
太陽光	1,862,523	19位	住宅太陽光普及状況：全国第３位
水　力	103,307	２位	ポテンシャル（地点数）：全国第２位
バイオマス	21,055	34位	
地　熱	20	12位	
風　力	117	37位	
計	1,987,021	20位	

※住宅太陽光普及状況：１世帯当たりの住宅用太陽光発電導入容量
※ポテンシャル（地点数）：平成22年の環境省調査による河川、農業用水等の地点数

３　総合的な地球温暖化対策の推進

（１）廃棄物対策

①”チャレンジ800”ごみ減量推進事業

県民１人１日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量が平成26年度実績で838g。（少なさ全国第１位）

［１人１日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量実績の推移］　g

2010［H22］	2011［H23］	2012［H24］	2013［H25］	2014［H26］
862	867	862	847	838

②信州リサイクル製品認定制度

・2003（H15）年度から県内の循環資源（廃棄物等）を利用して、県内で製造加工され、品質や安全性などの基準を満たしたリサイクル製品を「信州リサイクル製品」として信州リサイクル製品普及拡大協議会（構成員：県及び民間団体）が認定。
・2015（H27）年度までに認定した主な「信州リサイクル製品」
　間伐材を利用した木製品、コンクリートなどを利用した再生路盤材、
　廃ガラスを利用したコンクリート二次製品、廃プラスチック・古紙を利用した製品　等

［信州リサイクル製品認定製品数の推移］

2011［H23］	2012［H24］	2013［H25］	2014［H26］	2015［H27］
67	65	64	63	54

（２）フロン類対策

二酸化炭素の数百～１万倍以上の温室効果ガスを排出する代替フロンを扱う高圧ガス製造事業者を対象に、フロン回収、管理方法、フロンによる環境負荷などの知識を深める講習会を2015（H27）年11月５日と６日に長野市と松本市で開催し132名が参加。

（３）森林づくり

①森林整備

森林の公益的な機能や二酸化炭素の吸収集源としての機能を発現するため、2015（H27）年度は15,221haの森林を間伐。

②バイマスの普及

木材の新たな需要と供給体制を構築するため、2012（H24）年度に設置した産学官連携の「信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクト」は2015（H27）年度、木材加工施設（塩尻市）が稼動。

③オーストリアとの技術交流

・世界最先端のバイオマス技術や林業のサポートシステムを構築するオーストリアを視察。
　期　日：2015（H27）年10月26日～11月２日
　参加者：知事以下13名
　内　容：ウイーン市100%出資のジンメリングバイオマス発電所視察
　　オーストリア農林環境水資源管理省との意見交換　等
・オーストリア農林環境水資源管理大臣を招待して、2015年（H27）11月５日、長野市内で「オーストリア森林フォーラムin長野」を開催し約500人が参加。

（４）適応策

地球温暖化による果樹、野菜、稲作などの農作物への影響、高山帯に生息する動植物への影響、短時間強雨の発生頻度の増加がもたらす社会生活への影響など、国の技術開発機関と連携して取り組む文部科学省「気候変動適応技術社会実装プログラム（SI-CAT）」のモデル自治体に2015年（H27）年12月１日指定。

Ⅳ　政策の進捗状況

地球温暖化対策に関連する指標で本戦略の政策の進捗を確認。

1　エネルギー需要を県民の手でマネジメントする

≪指標≫ ①電気・ガス・石油製品使用量　　万ＴＪ

年度	2010 [H22] （基準）	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
石油製品	3.2	3.1	3.1	3.5							
ガス	1.4	1.5	1.5	1.6							
電力	6.6	6.3	6.1	5.7							
合　計	11.2	10.9	10.7	10.8							

≪指標≫ ②エネルギー性能別の新築建築数　　件

年度	2010 [H22] （基準）	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
長期優良住宅認定件数	2,669	1,892	1,701	1,804	1,486	1,755					
低炭素建築物建築等計画認定件数	－	－	－	54	35	121					

※長期優良住宅：劣化対策、耐震性、省エネルギー性能等に優れた住宅
※低炭素建築物：県産材使用50%以上で断熱性に優れ、かつ、建築物省エネ法に定める一次エネルギー消費量△10%以上の住宅

≪指標≫ ③交通分担率　　%

年度	2010 [H22] （基準）	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
公共交通	23.8	23.8	23.6	24.1	23.2						
自動車	76.2	76.2	76.4	75.9	76.8						

※公共交通分担率 ＝ （営業用バス輸送量 ＋ 鉄道輸送量 ） ÷ （営業用バス輸送量＋ 鉄道輸送量 ＋ 自動車輸送量）
※自動車分担率 ＝ 自動車輸送量 ÷(営業用バス輸送量 ＋ 鉄道輸送量 ＋ 自動車輸送量）

≪指標≫ ④最大電力需要（再掲）　　万kW

年度	2010 [H22]	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
最大電力	297.0	286.5	275.5	295.5	293.2	313.7					

2　再生可能エネルギーの利用と供給を拡大する

≪指標≫①自然エネルギー発電設備容量［発電設備容量でみるエネルギー自給率］（再掲）

固定価格買取制度（FIT）や自然エネルギーの普及施策等により太陽発電導入の拡大が見込まれるため目標値を上方修正。

%、万kW

年度		2010 [H22] (基準)	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32] (目標)
発電設備容量		10.6	14.0	19.7	43.6	67.9	88.7					150.0
	太陽光	9.9	13.3	19.0	42.8	67.1	87.7					145.1
	小水力	0.00	0.00	0.03	0.07	0.07	0.14					1.2
	ﾊﾞｲｵﾏｽ	0.64	0.64	0.58	0.75	0.79	0.79					3.2
	その他	0.07	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00					0.5
自給率		58.6	61.9	66.4	70.0	78.9	80.3					124.3

※その他：風力、地熱、温泉熱

≪指標≫ ②県内にある水力発電所の発電設備容量

箇所、万kW

年度		2010 [H22] (基準)	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
一般水力 3万ｋｗ以上	箇所数	11	11	11	11	11	11					
	設備容量	67.4	67.4	67.4	67.4	67.4	67.4					
小水力 3万ｋｗ未満	箇所数	175	175	175	175	175	175					
	設備容量	95.9	95.9	95.9	95.9	95.9	95.9					
合計	箇所数	186	186	186	186	186	186					
	設備容量	163.3	163.3	163.3	163.3	163.3	163.3					

≪指標≫　③自然エネルギー熱導入量［自然エネルギー導入量の「熱」の内訳］

ＴＪ

年度	2010 [H22] (基準)	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32] (目標)
太陽熱	387.6	426.4	465.1	465.1	465.1	503.9					2,248.1
ﾊﾞｲｵﾏｽ熱	387.6	387.6	387.6	387.6	581.4	620.2					2,519.3
合　計	775.2	814.0	852.7	852.7	1,046.5	1,124.1					5,438.0

≪指標≫ ④低公害車保有車両数（累計）

台

年度	2010 [H22] (基準)	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
電気	67	219	339	521	691	846					
ＰＨＶ（ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ）	－	－	364	657	932	1,174					
ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車	25,148	35,410	41,436	62,744	79,355	94,460					
合　計	25,215	35,629	42,139	63,922	80,978	96,480					

※2010（H22）-2013（H25）のハイブリッド車は低燃費・低排出ガス認定を受けた車両

3　総合的な地球温暖化対策を推進する

≪指標≫ ①廃棄物部門温室効果ガス排出量、フロン回収量

千ｔ-CO_2、kg

年度	2010 [H22] （基準）	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
廃棄物部門の温室効果ガス排出量	153	156	157	154							
フロン回収量	59,513	55,912	56,763	54,332	64,647						

≪指標≫ ②民有林の間伐面積

ｈａ、千m^3

年度	2010 [H22] （基準）	2011 [H23]	2012 [H24]	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
民有林の間伐面積	22,368	23,888	21,278	21,821	16,761	15,221					
素材生産量	293	329	364	437	437	448					

≪指標≫ ③信州・気候変動モニタリングネットワーク参加団体数

団体

年度	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
国機関	－	11	11	11				
県機関	－	31	31	31				
県内研究機関	－	3	3	3				
県内大学(機関単位)	－	6	6	6				
合　計	－	51	51	51				

≪指標≫ ④信州・気候変動適応プラットフォーム参加団体数

団体

年度	2013 [H25]	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]	2020 [H32]
県機関	－	－	－					
企業	－	－	－					
大学	－	－	－					
医療機関	－	－	－					
団体	－	－	－					
合　計	－	－	－					

ＴＯＰＩＸ

地球温暖化による気候変動を予測するため、県環境保全研究所が中心となり、2014（H26）年度に気象情報を保有する県内51機関と「信州気候変動モニタリングネットワーク」を立ち上げました。

2015（H27）年度は、気候変動がもたらす社会や暮らしへの影響を国立環境研究所などと連携して取り組む文部科学省「気候変動適応技術社会実装プログラム（SI-CAT）」のモデル自治体に指定され、適応策に必要となる気候変動の予測や影響を把握する体制が整いました。

○連携機関

国立環境研究所、農業環境技術研究所、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所　等

○モデル自治体

長野県、茨城県、埼玉県、岐阜県、鳥取県、四国、佐賀県

Ⅴ　参考資料

長野県環境エネルギー戦略

～ 第三次 長野県地球温暖化防止県民計画 ～

概要版

計画の趣旨

フロン類等対策

吸収･固定化

適応策

省エネルギー

自然エネルギー

エネルギー適正利用

（出典：エネルギー白書2012）

ピーク抑制

エネルギー自立地域

地球温暖化対策
Climate Change Policy

環境エネルギー政策
Sustainable Energy Policy

地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合して推進する計画です。

地球温暖化対策推進法と長野県地球温暖化対策条例に基づく計画です。

2013（平成25）年度から2020（平成32）年度までの８か年の計画です。

策定の背景

1　地球温暖化の影響

◇　地球温暖化による生物多様性や農林業、観光業、水利、災害、健康などへの影響が懸念されます。

◇　長野県では、地球温暖化の影響が顕在化しつつある可能性があります。

地球温暖化の影響が懸念される高山帯の生態系
（高山植物を訪れるヒメマルハナバチ）

【長野県の気温上昇率の将来予測】

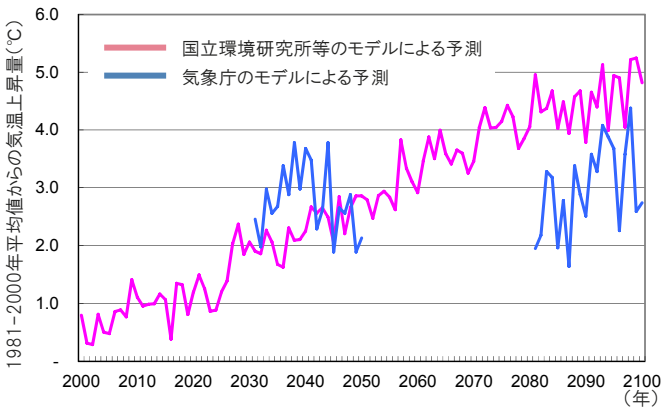

〈出典：肱岡靖明（国立環境研究所主任研究員）氏 作成〉

2　国際エネルギー動向の影響

エネルギー価格は今後も上昇を続け、高止まりすると予測されています。

3　エネルギー制約状況の影響

東日本大震災及び原子力発電所事故により、従来のエネルギー政策が抜本的な見直しを迫られています。

4　地球温暖化対策等により期待される地域への効果

地球温暖化対策により本来の目的である環境保全のほか、地域において大きく７つの効果が期待できます。

【化石燃料輸入総額の推移と国際石油価格の予測】

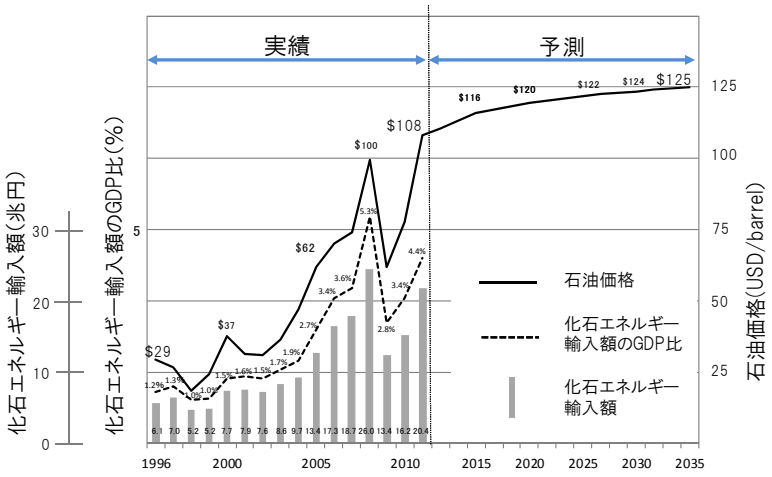

【地球温暖化対策等による地域への7つの期待と効果】

	地球温暖化対策等による地域への直接的効果		期待される地域への波及効果
1	地域の富の海外への流出抑制	⇒	投資･消費の原資の増大
2	省エネ･自然エネ設備投資の増加	⇒	投資･消費の拡大
3	自然エネの域内外への供給	⇒	富の流入増加
4	エネ利用効率化･エネ供給能力の向上	⇒	海外リスクへの耐性強化
5	低炭素で快適なまちづくり	⇒	魅力増大
6	多様な人々の協働による課題解決	⇒	イノベーションの誘発
7	エネ分野での自己決定力(自治)の強化	⇒	地域の誇りの確立

5　これまでの長野県の取組

◇　長野県の2009（平成21）年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度（1990(平成２)年度）に比べて、8.7%増加しています。一方、全国では4.4%減となっています。

◇　県内の温室効果ガスの排出抑制が大きく進んでいないことから、これまでの普及啓発を中心とした対策から着実に削減を促す実効性の高い対策に移行していくことが求められています。

【県内の温室効果ガス総排出量の推移】

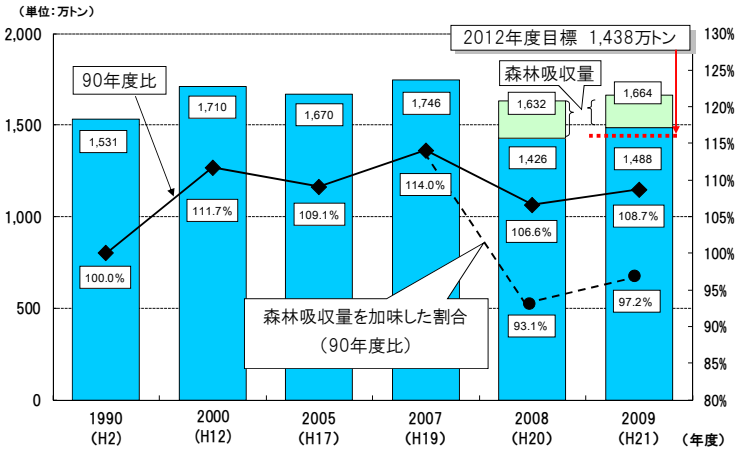

ビジョン

基本目標　**「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」**

◇　経済は成長しつつ、温室効果ガス総排出量とエネルギー消費量の削減が進む経済・社会構造（デカップリング）を目指します。

◇　ドイツなどの欧州諸国では、このような経済・社会構造が実現しています。

【日本とドイツにおける国内総生産(GDP)、エネルギー消費量、温室効果ガス(GHG)排出量の傾向(1990-2009)】

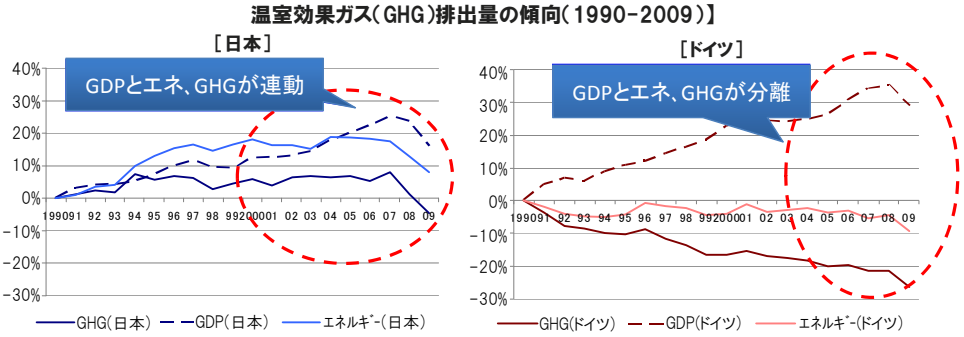

〈出典:栗田郁真(京都大学経済研究所研究員)氏 作成〉

目指す具体的な姿〔2030（平成42）年〕

県民生活

県産材の木製サッシなどを活用した断熱性能の高い省エネ住宅が普及し、夏は涼しく、冬は暖かい生活を送れます。

ほとんどの建物の屋根に、太陽光発電パネルや太陽熱温水器が設置されています。

日中の照明には太陽光を活用できるとともに、ひさしを設けて夏の直射日光を防ぎ、冬の日光は取り入れられるようになっています。

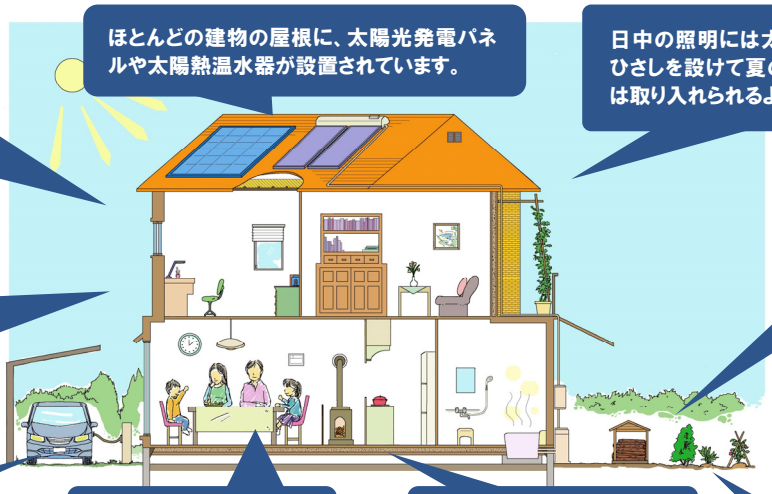

高断熱化により、家の中での温度差が低減し、ヒートショックのおきにくい環境になっています。

庭には、薪置場や菜園があり、農や自然に親しめる信州らしいライフスタイルが営まれています。

次世代自動車が蓄電池の役割を果たし、電力のピークカットにつながっています。

広い居間にストーブが置かれ、家全体を暖めるとともに、家族団らんの場となっています。

暖房や給湯には、太陽熱や地中熱、薪、チップ、ペレットなどの自然エネルギーが活用されています。

生ゴミが堆肥として畑に戻され、新鮮で美味しい野菜となり、健康的な生活を支えています。

コミュニティ

自然エネルギーを活用した観光地に、多くの人が訪れています。

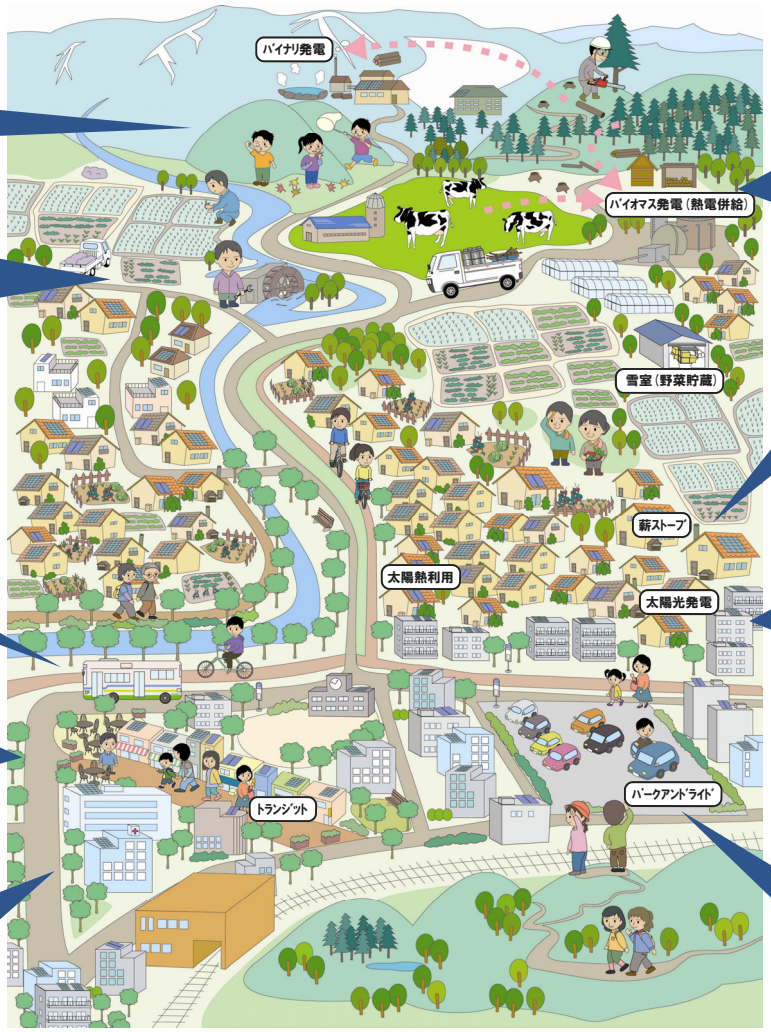

農林業を元気にする循環型の自然エネルギー利用が進んでいます。
畜産系バイオマス・木質バイオマス⇒発電⇒地域熱供給・売電

地域住民による事業体が小水力発電を行い、収益は、地域のまちづくり活動に使われています。

県産材を利用した省エネ住宅が普及し、中古住宅のリフォームも進んでいます。

公共交通が充実し、歩行者や自転車利用者にとって、安全・快適な街になっています。

多くの住宅やマンション、ビルが、自然エネルギーを活用し、自然エネルギーについての学びの場にもなっています。

エネルギーの自給率が高まり、災害にも強い街になっています。

多くの事業者が省エネを徹底し、環境ビジネスや自然エネルギー事業が盛んになっています。

低炭素な次世代自動車が普及しています。カーシェアリングやパークアンドライドも広がっています。

地域主導型の自然エネルギービジネスが、地域に雇用を生み出し、経済を活性化し、地域の自立を持続的に支える、市町村やコミュニティ単位の「エネルギー自立地域」が、県内各地で広がり、人々は快適な暮らしや充実した社会生活を営んでいます。

目　　標

【温室効果ガスの削減目標】

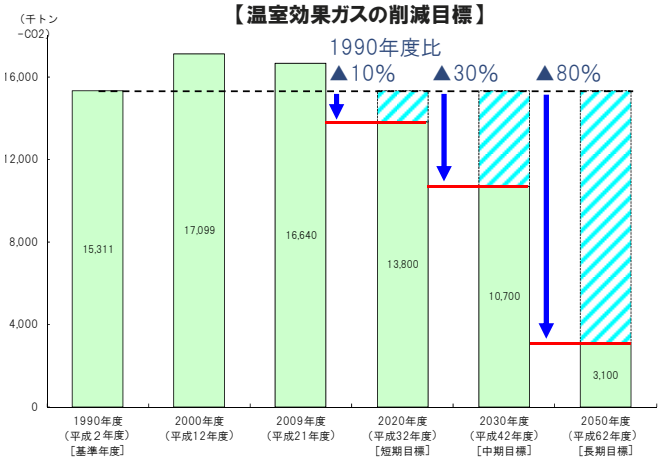

【エネルギー自給率（エネルギー消費量で見るケース）】

県内で一年間に使うエネルギー量に対して、県内で再生可能エネルギーの量をどれだけ生み出したか、その割合を見る指標です。

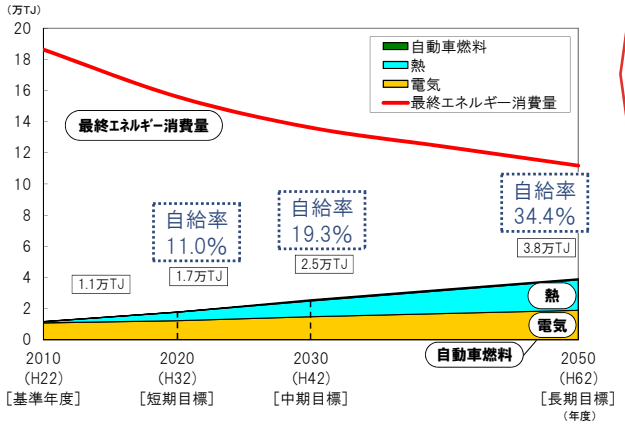

【最終エネルギー消費量の削減目標】

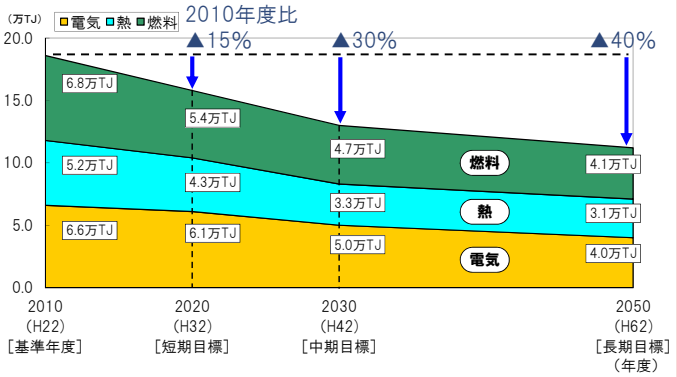

【自然エネルギー導入量の拡大目標】

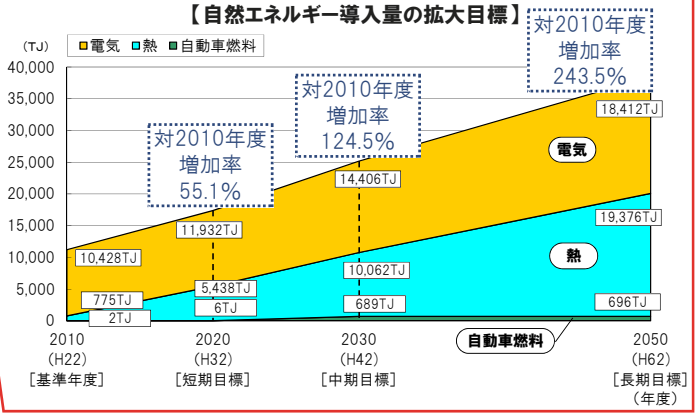

【最大電力需要の削減目標】

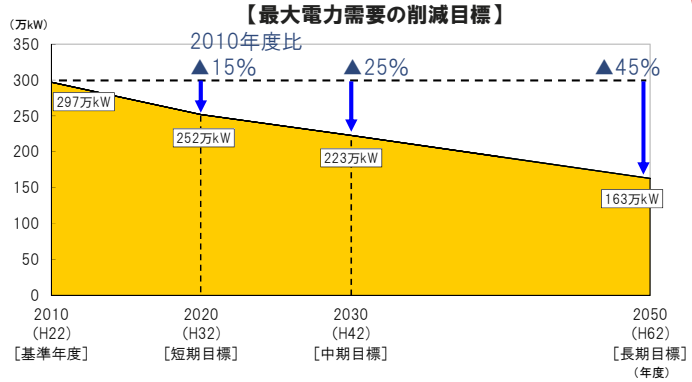

【自然エネルギー発電設備容量の拡大目標】

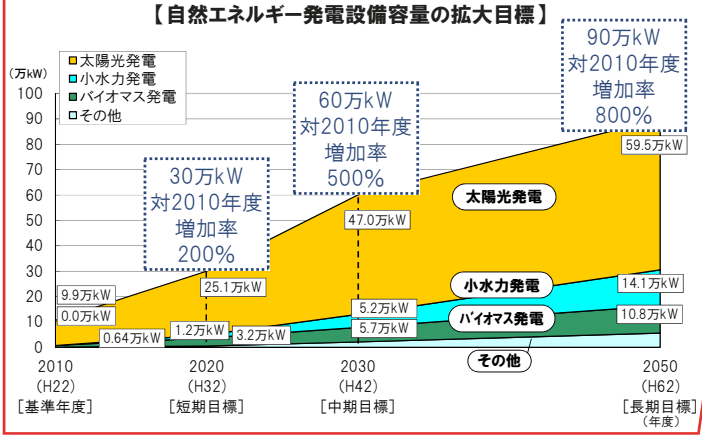

【エネルギー自給率（発電設備容量で見るケース）】

県内の最大電力需要に対して、再生可能エネルギー発電設備の容量が、県内にどれだけ存在するか、その割合を見る指標です。

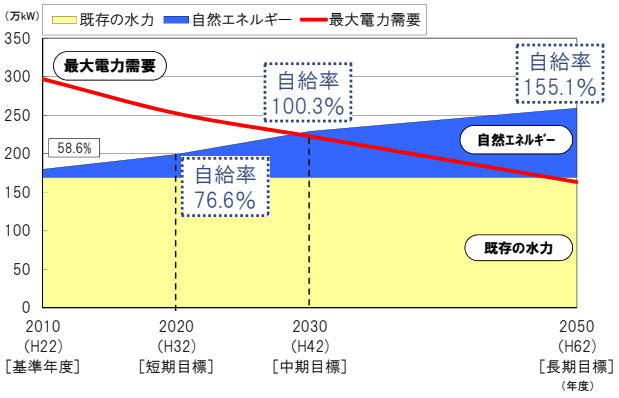

政　　策

家庭省エネ政策パッケージ

家電の省エネラベル掲出制度

長野県では、家電販売店での省エネラベルの掲出を義務化しています。従来の義務対象（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫）に加え、新たに電気便座と蛍光灯器具を対象にします。

電気便座

蛍光灯器具

家庭の省エネサポート制度

企業や団体と連携して省エネアドバイザーを派遣するなど、戸別の省エネに係る助言（専門家による訪問診断、省エネ情報の提供等のアドバイス）を行うほか、省エネ講習会を開催します。

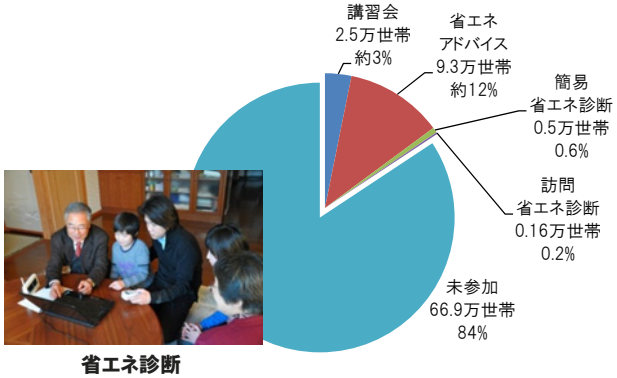

省エネ診断

長野県下約80万世帯のうち5年間で
約10万世帯へのサポートを見込みます。

➡ 高効率な家電への転換と効率的なエネルギー使用を促進します。

事業活動省エネ政策パッケージ

事業活動温暖化対策計画書制度

◇　事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等を進める計画書制度について、その対象となる事業者の範囲を拡大します。

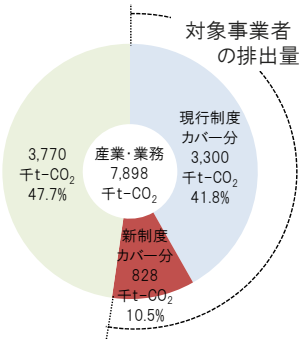

◇　県が助言・指導・評価・表彰を行います。通勤・来客交通、自動車使用、物流の計画書制度を兼ねます。中小事業者も任意提出できます。

省エネ診断

事業者向け協定制度

省エネやフロン対策において、意欲的な目標を掲げる事業者と協定を締結し、その取組を支援します。

事業者間の連携・協力の促進

信州省エネパトロール隊の支援や環境マネジメントシステムの促進、事業者協議会の活性化を推進します。

温暖化対策病院協議会

➡ 事業者のエネルギー管理や省エネの取組を多面的に促進します。

建築物省エネ政策パッケージ

建築物環境エネルギー性能検討制度

建物を建てる際に、建築事業者による建築物の定量的なエネルギー性能（年間エネルギー消費コスト）に係る情報提供に基づき、建築主がより省エネ性能に配慮した建築物の選択を促進します。

建築物自然エネルギー導入検討制度

建物を建てる際に、建築事業者による自然エネルギー設備に係る情報提供に基づき、建築主が自然エネルギー設備を導入することを促進します。

戸建住宅も対象になります。大規模な建　物（2,000㎡以上）は、計画や検討結果を県に届け出ます。

	建築物環境エネルギー性能検討制度			建築物自然エネルギー導入検討制度			
	環境エネルギー性能検討	環境エネルギー性能掲示	環境エネルギー性能届出	自然エネルギー導入可能性検討	自然エネルギー設備情報掲示	自然エネルギー導入検討結果届出	未利用エネルギー活用検討結果届出
10,000㎡以上	○	○ 努力義務	○	○	○ 努力義務	○	○
10,000㎡未満 ～ 2,000㎡以上	○	○ 努力義務	○	○	○ 努力義務	○	—
2,000㎡未満 ～ 300㎡以上	○	○ 努力義務	—	○	○ 努力義務	—	—
300㎡未満 ～ 10㎡超	○ （移行期間は努力義務）	—	—	○ （移行期間は努力義務）	—	—	—
10㎡以下 仮設 文化財 冷暖房等不要	—	—	—	—	—	—	—
備　考	・建築主の依頼により事業者が情報提供	・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く	・県への届出 ・県は公表、助言できる	・建築主の依頼により事業者が情報提供	・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く	・県への届出 ・県は公表、助言できる	・県への届出 ・県は公表、助言できる

特に大規模な　建　物（10,000㎡以上）は、未利用エネルギー（排熱等）の活用も検討対象になります。

5年間で約3万棟が両制度の対象となる見込みです。

環境エネ評価ツールや導入検討マニュアルは、県が講習会を開催して普及します。
長野県住まいづくり推進協議会を通じて、省エネ技術普及も促進します。

➡ 環境エネルギー性能（断熱・燃費等）の高い建築物や自然エネルギーを活用した建築物の選択・建築を促進します。

電力需要抑制対策

熱は熱で賄う

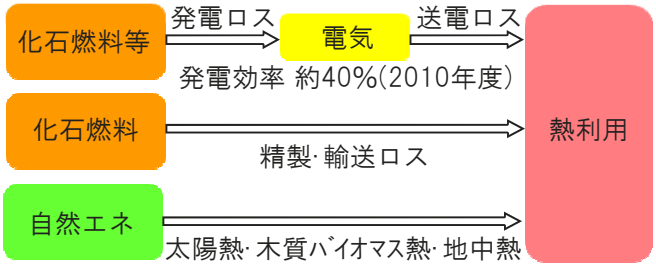

自然エネルギー熱（グリーン熱）利用を促進します。

エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度

エネルギー供給事業者等は、自らが行う温暖化対策の取組などを報告します。

信州省エネ大作戦（カット・シフト・チェンジ）

◇　県民総ぐるみで、夏季と冬季の節電・省エネに取り組みます。

◇　家庭の冷暖房を止めて、もともと暖かい（涼しい）場所に出かけ、暖かさ（涼しさ）の共有を促す、信州クールシェア＆あったかシェアスポットの取組を進めます。

➡ 節電構造の定着を目指します。

自然エネルギー政策パッケージ

自然エネルギー普及の地域主導の基盤づくり

自然エネルギー信州ネット
Renewable Energy Shinshu-net
自然エネルギーで地域がつながる、未来につなげる。

自然エネルギー信州ネットや地域協議会と連携し、自然エネルギーの情報や知見の共有を進めます。自然エネルギー事業に係るノウハウを提供する「地域環境エネルギーオフィス」の創出も促進します。

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト（諏訪湖流域下水道 豊田終末処理場等）

県有施設等を活用し、公共性の高い地域主導型ビジネスモデルの創出を促進します。併せて人材育成やノウハウの蓄積を促進します。

1村1自然エネルギープロジェクト

１村１自然エネルギープロジェクトを通じて、地域での経験の蓄積を支援し、事業化の促進とリスクを軽減する取組を進めます。

自然エネルギー種別ごとの促進策

太陽光発電

導入ステップ

第1段階 情報共有・情報基盤整備・人材育成・研修
→ 市町村研究会 自然エネルギー信州ネット太陽光部会への協力（発電事業の技術・経営手法の共有 拡大、発電フィールドの提供、マッチング）

第2段階 導入可能性の調査・検討／概略設計
→ 地域主導型の自然エネルギービジネス創出を支援（地域エネルギー事業者、初期投資軽減モデルの創出、資金調達方法の検討）

第3段階 モデル事業の促進 費用効果の高い導入技術の実践
→ おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト 等（県有施設及びその周辺の公共的施設の屋根を複数取りまとめた屋根貸しによる太陽光発電事業（豊田終末処理場が1件目））

メガソーラーマッチング窓口／国の規制改革の活用
→ メガソーラーの推進／屋根貸しモデルの推進
→ ビジネスモデル・初期投資軽減モデル創出
→ 資金調達のサポート
→ 実地での技術開発・サプライチェーン支援

小水力発電

第1段階 情報共有・情報基盤整備・人材育成・研修
→ 水利権相談窓口（河川課 温暖化対策課）
→ 小水力発電キャラバン隊（企業局中小規模水力技術支援チーム、長土連自然エネルギー推進室、温暖化対策課、農地整備課、砂防課等）
・適地、事業者マッチング
・地域の合意形成
・事業計画策定支援
・資金調達支援
・技術的、許認可手続き支援
→ 研修啓発事業
→ 小水力発電手引等の整備
→ 発電施設建設モデル事業 資金調達のサポート

第2段階 導入可能性の調査・検討／概略設計
→ 地域主導型の自然エネルギービジネス創出を支援

第3段階 モデル事業の促進 費用効果の高い導入技術の実践
→ 小水力発電キャラバン隊

発電事業の希望者
→ 施設管理者等
→ 実地での技術開発・サプライチェーン支援

木質バイオマス

信州F・POWER プロジェクト想定図

第1段階 情報共有・情報基盤整備・人材育成・研修
→ 信州F・POWER協議会 等
「信州F・POWERプロジェクト」塩尻市における集中型の木材加工施設の整備と木質バイオマス発電施設の併設、地域への熱供給を一体的に進める事業
木材安定供給体制の構築
発電事業の詳細設計
地域熱供給システムの事業モデルの設計
→ 総合的な林業再生事業
〈塩尻から50km圏内〉F・POWERプロジェクトの着実な実施
〈その他地域〉地産地消・小規模の熱電併給事業の推進
→ 資金調達のサポート

第2段階 導入可能性の調査・検討／概略設計
→ 地域主導型の自然エネルギービジネス創出を支援

第3段階 モデル事業の促進 費用効果の高い導入技術の実践
→ 信州F・POWER協議会 等

小規模発電技術
安価な熱供給システム
→ 実地での技術開発・サプライチェーン支援

固定価格買取制度を活用し、地域主導で自然エネルギーを普及します。

実　　行

県民への期待

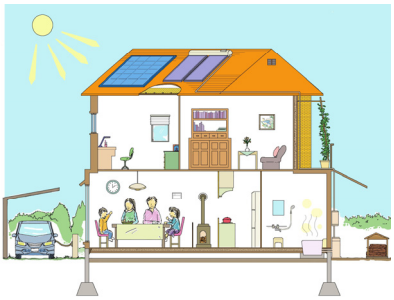

［生活］

家庭での省エネ、買い物でのマイバッグの持参、環境に配慮されたエコ製品の選択の心がけ。

［移動］

公共交通や自転車、徒歩による外出。
環境負荷の低い自動車の購入。
エコドライブを心がけた運転。

［住宅・建物］

断熱性能や機器の効率性の重視と自然エネルギーを導入した住宅の建築・リフォーム。

［事業活動・ビジネス］

生産・物流・提供の際に発生するエネルギー、環境負荷の把握と削減。
環境ビジネスの積極的な展開。

広範な県民の参加と取組が必要です。

県の実行体制

◇ 知事をトップとする全庁組織「長野県省エネルギー・自然エネルギー推進本部」を実行組織とします。
◇ 市町村や関係団体、県民、事業者と連携しながら推進します。
◇ 毎年の進捗状況を把握し、公表します。
◇ 環境審議会（外部有識者）に進捗を報告し、意見を聞きます。意見は庁内にフィードバックします。
◇ ５年目の2017（平成29）年度に計画を見直すとともに、必要に応じた見直しも適宜行います。

長野県 環境部 温暖化対策課
〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2
TEL：026-235-7022　FAX：026-235-7491
長野県公式ホームページ：http://www.pref.nagano.lg.jp/
Ｅメール：ontai@pref.nagano.lg.jp

長野県　温暖化対策課　検索

２　長野県地球温暖化対策条例（抜粋）

第２章　地球温暖化対策推進計画等

（地球温暖化対策推進計画）
第８条　知事は、地球温暖化対策を推進するための計画（以下「地球温暖化対策推進計画」という。）を定めなければならない。
２　地球温暖化対策推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
（２）　前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標
（３）　前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
（４）　前３号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項
３　知事は、地球温暖化対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　知事は、地球温暖化対策推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
５　知事は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進計画を改定するものとする。
６　第３項及び第４項の規定は、地球温暖化対策推進計画の改定について準用する。

（評価）
第９条　知事は、地球温暖化対策推進計画に基づく施策について、定期的に学識経験者等による評価を受けなければならない。
２　知事は、前項の評価を受けたときは、その結果を公表しなければならない。

第４章　事業活動温暖化対策計画

（事業活動温暖化対策計画）
第 12 条　次に掲げる事業者は、規則で定める期間ごとに、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の地球温暖化の防止のための計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。
（１）　県内の工場又は事務所その他の事業場において、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの
（２）　規則で定める台数以上の自動車を事業活動において使用する事業者
２　事業活動温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　事業活動に係る地球温暖化の防止のための基本方針
（２）　事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標
（３）　前号の目標を達成するための措置
（４）　その他規則で定める事項
３　第１項の規定により事業活動温暖化対策計画を定めなければならない事業者は、事業活動温暖化対策計画を定めたときは、これを知事に提出しなければならない。
４　前項の事業者以外の事業者は、事業活動温暖化対策計画を定め、これを知事に提出することができる。
５　前２項の規定により事業活動温暖化対策計画を提出した事業者は、これをインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。
６　知事は、第３項又は第４項の規定による事業活動温暖化対策計画の提出があったときは、これを公表しなければならない。
７　第５項の事業者は、事業活動温暖化対策計画を改定したときは、速やかに、当該改定後の事業活動温暖化対策計画を知事に提出しなければならない。
８　第５項及び第６項の規定は、前項の改定後の事業活動温暖化対策計画について準用する。
９　第５項の事業者は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画の実施状況等を知事に報告しなければならない。
10　第５項及び第６項の規定は、前項の実施状況等について準用する。

（事業活動温暖化対策計画等の評価）

第 13 条　知事は、規則で定めるところにより、前条第３項若しくは第４項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画又は同条第９項の規定により報告されたその実施状況等について評価をしなければならない。

２　知事は、前項の規定による評価をしたときは、その結果を当該評価に係る事業者に通知するとともに、その内容をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

第６章　省エネラベルの表示等

（省エネラベルの表示）

第 18 条　一の販売店において特定電気機器等（電気機器、ガス器具その他の一般消費者がその住居等において使用する機械器具（次条において「電気機器等」という。）のうちその使用に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多いものであって規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を規則で定める台数以上陳列して販売する者は、当該販売店において、特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価その他の規則で定める地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した知事が定める書面（以下この条において「省エネラベル」という。）を作成し、当該販売店のすべての特定電気機器等の見やすい位置に掲出しなければならない。

２　一の販売店において特定電気機器等を陳列して販売する者（前項に規定する者を除く。）は、当該販売店において、省エネラベルを作成し、特定電気機器等の見やすい位置に掲出するよう努めなければならない。

３　前２項の規定により特定電気機器等に省エネラベルを掲出した者は、当該特定電気機器等を購入しようとする者に対し、当該特定電気機器等の販売形態に応じ適切な方法により、省エネラベルに記載されている事項を説明するよう努めなければならない。

第７章　建築物に関する地球温暖化対策

（環境への負荷の低減の検討等）

第 20 条　建築物の新築（現に存する建築物の除却又は災害による滅失後の改築を含む。以下同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該建築物のエネルギーの使用の効率性その他の環境への配慮に係る性能を評価し、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置について検討を行わなければならない。ただし、次に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

（１）　法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置が講じられている建築物であって規則で定めるもの

（２）　仮設の建築物であって規則で定めるもの

（３）　その他規則で定める建築物

２　前項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物のうち環境への負荷の低減を特に図る必要がある大規模なものとして規則で定める規模のものである者に限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（１）　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（２）　当該建築物の概要

（３）　前項の規定による検討の内容

（４）　その他知事が必要と認める事項

３　前項の規定による届出を行った者は、同項各号に掲げる事項について変更をしたとき又は当該届出に係る建築物の新築を中止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

４　知事は、前２項の規定による届出があったときは、その内容を公表しなければならない。

５　第１項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物が規則で定める規模のもの（規則で定める用途に供するものを除く。）である者に限る。）は、当該検討に係る建築物の新築をしたときは、当該建築物又はその敷地内の公衆の見やすい場所に、当該建築物の環境への配慮に係る性能に関する事項を表示するよう努めなければならない。

（自然エネルギー設備の導入の検討等）

第 21 条　建築物の新築をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該建築物への自然エネルギー設備（自然エネルギー源を利用するための設備をいう。次項及び第５項において同じ。）の導入について検討を行わなければならない。ただし、前条第１項各号に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

２　前項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物のうち自然エネルギー設備の導入を特に推進する必要がある大規模なものとして規則で定める規模のものである者に限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（１）　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（２）　当該建築物の概要

（３）　前項の規定による検討の内容

（４）　その他知事が必要と認める事項

３　前項の規定による届出を行った者は、同項各号に掲げる事項について変更をしたとき又は当該届出に係る建築物の新築を中止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

４　知事は、前２項の規定による届出があったときは、その内容を公表しなければならない。

５　第１項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物が規則で定める規模のもの（規則で定める用途に供するものを除く。）である者に限る。）は、自然エネルギー設備を当該建築物に導入したときは、当該建築物又はその敷地内の公衆の見やすい場所に、当該自然エネルギー設備の種類及び能力その他知事が定める事項を表示するよう努めなければならない。

（有効利用可能エネルギーの活用の検討等）

第 22 条　有効利用可能エネルギー（工場又は事務所その他の事業場において排出される熱その他のエネルギーであって、その有効利用を図ることが可能なものをいう。以下この項及び第５項において同じ。）を特に活用する必要がある大規模な建築物として規則で定める規模の建築物の新築をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該建築物における有効利用可能エネルギーの活用について検討を行わなければならない。ただし、第 20 条第１項各号に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

２　前項の規定による検討を行った者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（１）　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（２）　当該建築物の概要

（３）　前項の規定による検討の内容

（４）　その他知事が必要と認める事項

３　前項の規定による届出を行った者は、同項各号に掲げる事項について変更をしたとき又は当該届出に係る建築物の新築を中止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

４　知事は、前２項の規定による届出があったときは、その内容を公表しなければならない。

５　第１項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物が規則で定める用途に供するものである者を除く。）は、有効利用可能エネルギーを利用するための設備を当該建築物に導入したときは、当該建築物又はその敷地内の公衆の見やすい場所に、その利用する有効利用可能エネルギーの種類その他知事が定める事項を表示するよう努めなければならない。

（建築物の新築をしようとする者への情報提供）

第 23 条　第 20 条第１項、第 21 条第１項又は前条第１項の規定による新築に係る建築物の設計を行う者、当該建築物に関し熱の損失の防止又はエネルギーの効率的利用に資する設備を販売する者その他のその事業活動を通じてこれらの規定による検討につき協力を行うことができる者は、当該新築をしようとする者に対し、当該検討に資する情報を提供するよう努めなければならない。

第８章　エネルギー供給温暖化対策計画等

（自然エネルギー源の利用）

第 24 条　県は、率先して、自然エネルギー源を変換してその事務及び事業のために使用する電気を得るための設備の導入その他自然エネルギー源の利用の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

２　知事は、事業者及び県民による自然エネルギー源の利用の促進を図るため、これらの者に対し、情報提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（エネルギー供給温暖化対策計画）

第 25 条　県の区域内に規則で定めるエネルギーを供給している事業者のうち規則で定めるものは、規則で定める期間ごとに、規則で定めるところにより、当該エネルギーの供給に係る地球温暖化の防止のための計画（以下「エネルギー供給温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

２　エネルギー供給温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　エネルギーの供給に係る地球温暖化の防止のための基本方針

（２）　供給するエネルギーの製造等に伴い排出される二酸化炭素の抑制に関する目標

（３）　前号の目標を達成するための措置

（４）　その他規則で定める事項

３　第１項の規定によりエネルギー供給温暖化対策計画を定めなければならない事業者は、エネルギー供給温暖化対策計画を定めたときは、これを知事に提出しなければならない。

４　前項の事業者以外の事業者は、エネルギー供給温暖化対策計画を定め、これを知事に提出することができる。

５　前２項の規定によりエネルギー供給温暖化対策計画を提出した事業者は、これをインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

６　知事は、第３項又は第４項の規定によるエネルギー供給温暖化対策計画の提出があったときは、これを公表しなければならない。

７　第５項の事業者は、エネルギー供給温暖化対策計画を改定したときは、速やかに、当該改定後のエネルギー供給温暖化対策計画を知事に提出しなければならない。

８　第５項及び第６項の規定は、前項の改定後のエネルギー供給温暖化対策計画について準用する。

９　第５項の事業者は、規則で定めるところにより、エネルギー供給温暖化対策計画の実施状況等を知事に報告しなければならない。

10　第５項及び第６項の規定は、前項の実施状況等について準用する。

第９章　雑則

（援助）

第 28 条　知事は、第 12 条第５項又は第 25 条第５項の事業者に対し、当該事業者に係る事業活動温暖化対策計画若しくはエネルギー供給温暖化対策計画又はこれらの計画に基づき講ずる措置に関し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めなければならない。

３　知事は、第 20 条第１項、第 21 条第１項又は第 22 条第１項に規定する者に対し、これらの者がこの条例に基づき講ずる措置に関し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めなければならない。

（報告及び資料の提出）

第 29 条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 12 条第５項又は第 25 条第５項の事業者に対し、当該事業者に係る事業活動温暖化対策計画若しくはエネルギー供給温暖化対策計画又はこれらの計画に基づく措置の実施状況に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

３　知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 20 条第１項、第 21 条第１項又は第 22 条第１項に規定する者に対し、これらの者がこの条例に基づき講ずる措置に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第 30 条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業活動温暖化対策計画を提出した事業者の同意を得て、その職員に、当該事業者の工場又は事務所その他の事業場に立ち入り、当該事業活動温暖化対策計画の実施状況等について調査させることができる。

２　前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　出典資料目録

環境省　日本の温室効果ガス排出量の算定結果
　〃　　電気事業者別の CO2 排出係数
　〃　　フロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量等の集計
経済産業省　生産動態統計年報
　〃　　工業統計表
資源エネルギー庁　都道府県別エネルギー消費統計
　〃　　総合エネルギー統計
　〃　　石油等消費動態統計調査
　〃　　ガス事業年報
内閣府　国民経済計算（GDP 統計）
総務省　住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
国土交通省　自動車燃料消費量統計
　〃　　鉄道統計年報
　〃　　自動車輸送統計年報
　〃　　鉄道輸送統計年報
　〃　　都市計画現況調査
　〃　　空港管理状況調書
　〃　　薬事工業動態統計年報
厚生労働省　医療施設（動態）調査
農林水産省　木材統計
長野県　統計書
　〃　　統計情報統計表
　〃　　ながの県勢要覧
　〃　　毎月人口異動調査
　〃　　産業廃棄物実態調査
　〃　　県民経済計算
　〃　　林業統計書
　〃　　工業統計調査
中部電力　長野県電力需要実績
　〃　　使用最大電力
電気事業連合会　電力統計情報
日本 LP ガス協会　LP ガス需給の推移
北陸信越運輸局　自動車保有車両調
自動車検査登録情報協会　低公害車の車種別保有台数
　〃　　都道府県別・車種別自動車保有台
軽自動車検査協会　検査対象軽自動車保有車両数